

中津川市地域防災計画

～地震対策編～

※災害応急対策、災害復旧対策

令和6年3月改訂
中津川市防災会議

目 次

第1章 地震災害応急対策.....	1
第1節 応急体制.....	1
第1項 防災活動体制の整備	1
第2項 動員体制	3
第3項 災害応援要請（風水害等対策を準用）	5
第4項 地震災害情報の収集・伝達	6
第5項 通信の確保	7
第2節 緊急活動.....	8
第1項 避難対策（風水害等対策を準用）	8
第2項 消防対策	8
第3項 水防対策	10
第4項 天然ダム対策	11
第5項 警備対策	12
第6項 緊急輸送・交通規制対策	13
第7項 医療・救護活動	15
第8項 ライフライン施設の応急対策	18
第9項 公共施設の応急対策	20
第10項 被災建築物の応急危険度判定の実施	21
第11項 大規模停電対策	22
第3節 民生安定活動.....	23
第1項 災害広報（風水害等対策を準用）	23
第2項 災害救助法の適用	23
第3項 食料・給水・生活必需品供給活動	24
第4項 応急教育対策	26
第5項 要配慮者・避難行動要支援者対策	28
第6項 保健衛生対策	30
第7項 金融対策	32
第8項 応急住宅対策（風水害等対策を準用）	33
第9項 義援金品の募集、受付、配分（風水害等対策を準用）	33
第2章 地震災害復旧対策（風水害等対策編を準用）	34
第3章 東海地震に関する事前対策.....	35
第1節 総 則.....	35
第1項 東海地震に関する事前対策の目的	35
第2項 用語	35
第3項 警戒宣言前の準備行動対応方針	36

第4項	処理すべき事務又は業務の大綱	36
第2節	地震災害警戒本部の設置等	39
第3節	地震防災応急対策要員の参集	43
第1項	職員の動員配置	43
第2項	防災関係機関等協力体制	46
第4節	地震防災応急対策に係る措置に関する事項	48
第1項	情報の収集及び伝達	48
第2項	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	53
第3項	避難対策	55
第4項	消防・水防対策	61
第5項	警備対策	61
第6項	飲料水、電気、ガス、通信、放送関係	62
第7項	交通対策	64
第8項	緊急輸送	67
第9項	市が管理又は運営する施設に関する対策	69
第5節	地震防災上緊急に整備すべき公共建造物の整備計画	71
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	73
第4章	南海トラフ地震に関する対策	75
第1節	総則	75
第1項	計画の目的	75
第2項	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	75
第3項	南海トラフ地震防災対策推進地域	75
第2節	災害対策本部等の設置等	76
第1項	災害対策本部等の設置	76
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	76
第3項	災害応急対策要員の参集	76
第3節	地震発生時の応急対策等	77
第1項	地震発生時の応急対策（本編第1章第1節応急体制を準用）	77
第2項	資機材・人員等の配備手配（本編第1章第1節応急体制を準用）	77
第3項	他機関に関する応援要請（本編第1章第1節応急体制を準用）	77
第4項	避難行動要支援者等に関する対策	77
第5項	帰宅困難者に関する対策	78
第6項	長周期地震動対策の推進	78
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	79
第1項	趣旨	79
第2項	防災対応の基本的な考え方	79
第3項	南海トラフ地震臨時情報	80

第4項 防災対応をとるべき期間	81
第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	83
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達	84
第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	86
第1項 避難対策	86
第2項 関係機関のとるべき措置	88
第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	92
第9節 防災訓練	93
第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	94

第1章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

第1項 防災活動体制の整備

地震は風水害等の災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後極めて短時間に起動する体制作りを不断に考えておく必要がある。しかし職員が被災すること、また交通が途絶することから、職員の参集が困難な場合があり、さらに防災中枢機能そのものが被災する場合もある。

この厳しい条件の中で、初動時に最低限必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

1 中枢機構の立ち上がりの迅速性

市長は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、その地域に係る災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部等を設置する。

また、市長は災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部等を廃止する。

(1) 地震時における災害対策本部等の設置基準

ア 地震警戒本部

- (ア) 震度5弱の地震が発生したとき
- (イ) その他、市長が必要と判断したとき

イ 災害対策本部

- (ア) 市内の広範囲にわたって災害が発生するなど大規模な災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるとき
- (イ) 震度5強以上の地震が発生したとき
- (ウ) その他、市長が必要と判断したとき災害救助法の適用を要する災害が発生したとき

(2) 関係機関への通報

災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに通報する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、本庁大会議室に設置するものとする。

(4) 災害対策本部の運営

- ア 災害対策本部員会議の招集、運営は、総務部長が行う。
- イ 災害対策本部員会議の事務は、防災安全課が行う。

(5) 現地災害対策本部の運営

災害の規模、程度等により必要と認めるときに設置する。

- ア 災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員

を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近い公共の施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

(6) 災害対策支部の運営

本庁では、災害対策本部（本部長＝市長）を総合事務所及び地域事務所では災害対策支部（支部長＝総合事務所長・地域事務所長）「現地本部」を立ち上げる。支部長は、市長より権限委任を受け、現地対応指揮する。本部長は、全市域を総括し、支部からの情報収集により迅速・的確な応援態勢をとるものとする。

ア 設置等の決定

市支部の設置、閉鎖等は、支部長が市本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、市本部と協議するいとまがないときは、支部長の判断で決定するものとする。

イ 開設の場所

支部は、各総合事務所及び地域事務所に置くものとする。

(7) 災害警戒本部・支部の運営等

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(8) 本部事務局

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(9) 本部連絡員

総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定めるところによる。

(10) 総則・風水害等対策編の準用

市災害対策本部の組織及び分担任務、本部及び支部職員の身分証明書及び腕章等については、上記のほか総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」及び風水害等対策編第1章第1節「市災害対策本部運用計画」によるものとする。

第2項 動員体制

地震が発生した場合において迅速な初動体制を確立するため、職員は自主的に参集し、初動体制を確立させる。

1 要員の確保

職員は、勤務時間内外あるいは居場所の別に関わりなく、市内に震度4以上の地震が発生したときは、災害対策本部からの出動命令を待つことなく、次表の配備体制に基づき指定された場所へ出動する。

なお、震度3における配備対応は、部署や本部・支部によって異なり、職員は表に基づく自主的な参集を原則とする。また、災害による被害が甚大で、勤務場所へ出動するのが困難なときは最寄りの避難所等へ参集する。

2 職員動員体制

(1) 動員基準

非常配備は、次の3段階、4区分に分かれている。

種別	配備基準	配備対応	
		本部	支部
第1配備	1 市内において震度3の地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	配備体制 [総務部] [消防本部] 自宅待機 [建設部] [市民福祉部] [環境水道部]	自宅待機
	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 その他、市長が必要と判断したとき。	配備体制 [総務部] [建設部] [市民福祉部] [消防本部] [定住推進部] [農林部] [環境水道部] 自宅待機 [その他各部]	配備体制
	1 東海地震注意情報が発表されたとき。	地震災害警戒準備本部設置	地震災害警戒準備支部設置
第2配備	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。	災害警戒本部設置	災害警戒支部設置
	1 東海地震予知情報および警戒宣言が発せられたとき。	地震災害警戒本部設置	地震災害警戒支部設置
第3配備	1 市内の広範囲にわたって災害が発生するなど大規模な災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 震度5強以上の地震が発生したとき。 4 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 5 特別警報に位置付けられた緊急地震速報（震度6弱以上または長周期地震動階級4）が発表されたとき。	災害対策本部設置	災害対策支部設置

職員の配備指令は、各配備区分に従い総務部長が決定し、指令を発する。なお、

第1配備から第3配備のほか総務部長は必要に応じ各課の職員に対し配備指令を発することがある。

(2) 警戒体制

震度5弱以上の地震が発生したときは、情報収集広報活動、消火活動、人命救助、負傷者の医療救護活動、食料飲料水等の物資供給活動、避難所開設活動等、緊急かつ迅速に活動するため、おおむね発生後3日間は特別体制としてこの体制を維持するものとする。

班名	部 課 名	分担任務
情報収集広報班	総務部 政策推進部 議会部 各支部	1. 通信施設、公用車等の情報収集広報に必要な施設設備等の確保 2. 人的被害、住家等の被害状況の調査 3. 火災状況の調査 4. 水道、電力、通信施設等の被害状況の調査 5. 道路交通網の被害状況の調査 6. 避難所における避難住民の参集状況及び本部との連絡 7. 防災関係機関に対する出動要請及び報告 8. 市民に対する情報の伝達 9. 応援要員の確保及び配置の指示
医療救護班	市民福祉部 病院事業部 各支部（総合事務所）	1. 救護所の開設 2. 医療救護班及び医療ボランティア救護班の編成要請及び連絡 3. 負傷者に対する医療救護活動及び負傷者の搬送 4. 遺体の安置場所の確保
開設避難所	市民福祉部 教育部（教職員を含む） 文化スポーツ部 各支部（総合事務所）	1. 避難所の開設 2. 避難市民との連絡調整 3. 本部との連絡
供給物資等	農林部、商工観光部、リニア都市政策部、環境水道部 各支部（総合事務所）	1. 食料、飲料水の確保 2. 緊急物資等の配分計画 3. 緊急物資等の避難所への輸送 4. 炊き出しの実施
人命救助班	消防本部	1. 消防団等の動員要請 2. 消火、水防活動 3. 人命救助活動 4. 負傷者の搬送 5. 応援協定に基づく応援の要請
路緊急輸送班	建設部 各支部（総合事務所）	1. 主要道路、河川、橋梁等の被害状況の調査 2. 主要道路、橋梁等の通行上の安全点検 3. 緊急輸送路の確保及び関係機関の要請連絡 4. 避難路の確保
衛生施設等維持班	環境水道部（環境政策班）（浄化管理センター） 各支部（総合事務所）	1. し尿のくみ取り、ゴミの収集 2. 避難所の仮設トイレの設置 3. 衛生、清掃、下水道施設の通常稼働の確保

(3) 非常体制

警戒体制により、災害の規模や程度が概ね把握できたときは、総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」に定める体制に移行する。

(4) 指揮監督

地震準備体制及び地震警戒体制にかかわる指揮監督は、総務部長がこれを行う。

第3項 災害応援要請（風水害等対策を準用）

風水害等対策編第1章第2節「災害労務対策」、「ボランティア活動」を準用する。

風水害等対策編第1章第3節「自衛隊派遣要請」を準用する。

風水害等対策編第1章第4節「災害応援要請」を準用する。

第4項 地震災害情報の収集・伝達

地震発生後における初動体制の確立や、迅速な応急活動の実施のため、関係機関との連絡や情報収集、伝達体制の確立を図り、市職員及び住民等へ正確な情報を提供する。

1 地震情報の受理、伝達

(1) 気象庁（岐阜地方気象台）の発表する地震情報等

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」、「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」、震度3以上を観測した場合は「震度速報」、「震源に関する情報」（津波警報または津波注意報を発表した場合は除く）、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報等」の資料提供をするものとする。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上及び長周期地震動階級4が予想される場合を特別警報に位置付けている。

(2) 地震情報等の伝達

市は、風水害等対策編第1章第6節「警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準じて、県を通じて伝達される地震情報及び震度ネットワークシステムから得られた震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を講ずる。

また、地震に伴う大規模土砂災害のおそれがある時は、国土交通省や県による緊急調査を踏まえた土砂災害緊急情報を受けるとともに、市は住民に避難指示等の適切な対応を図るものとする。

2 被害情報等の収集、連絡

風水害等対策編第1章第6節「災害情報等の収集・伝達」に準ずるものとするが、地震発生時、被害規模の早期把握のため、特に次の点に留意する。

また、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 参集途上にある職員に、途中の被害状況や商店等のオープン状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自主防災組織や自治会等、地域住民から情報を収集する。

第5項 通信の確保

大規模な地震が発生すると、縁者等の安否確認のため通常の何十倍もの電話回線が使用され、輻輳や統制により電話の機能が失われるため、通信回線の途絶を想定し、無線用機材の整備とネットワークの充実により通信手段の確保を図る。

1 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の確保

風水害等対策編第1章第5節「災害通信計画」を準用する。

2 防災行政無線の活用

(1) 災害時の通信連絡

気象警報、地震情報及び災害情報の伝達、もしくは被害状況の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等については、市民安全情報ネットワーク及び防災行政無線を有効に活用する。

(2) 市民安全情報ネットワーク・防災行政無線の運用

市民安全情報ネットワーク・防災行政無線の運用については、「市民安全情報ネットワーク管理運用規定」及び「中津川市防災行政無線通信施設管理運用規定」に基づき運用する。

第2節 緊急活動

地震発生後に迅速に応急対策を行える体制づくりを確立させる。

第1項 避難対策（風水害等対策を準用）

対策は、風水害等対策編第1章第7節「避難対策」を準用する。

第2項 消防対策

阪神・淡路大震災の消火活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等、予期せぬ事態が発生した。また、倒壊家屋の下敷きになった人の救出には、バール、鋸等の資機材のほか、建物の構造によっては重機等の確保も必要なことがわかった。消防対策は、風水害等対策編第1章第8節「消防計画」によるほか、本項に定めるところによる。

1 出火等の防止

市は、出火等を防止するため市民、施設、事業者等に対し、次の事項について広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図るものとする。

- (1) 火気の使用中止
- (2) ガス器具等、火気使用器具の保安点検及び引火物等の漏出、流出等を防止のため、ガスの元栓を閉める。
- (3) 危険物施設等の施設の保安点検及び危険物等の漏出、流出等を防止する。
- (4) ガス漏れ、漏電等に対する警戒及び異常が発生した場合、市等へ通報する。
- (5) 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

2 初期消火

道路等の寸断により消防隊の活動が阻害される場合に備え、自主防災組織は初期消火に努め、消防隊の消火活動に協力する。

- (1) 近隣の者の応援による消火器、バケツ等を使用しての初期消火活動を行う。
- (2) 消防隊(消防署、消防団)が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

3 危険物関係施設における災害拡大防止措置

危険物関係施設において異常が発生し、災害が拡大又は二次災害が発生する恐れがあるときは、周辺地域の市民に対し、避難等必要な情報を伝達する。

4 負傷者等の救出及び救護

(1) 消防本部による救出・救護活動

倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は臨時救

護所等へ搬送する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びその活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

ア 救出活動

- (ア) 生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。
- (イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、建設業協会、管工事協同組合等の協力を得て、大型建設機械の導入を図る。

イ 救急活動

- (ア) 救出した傷病者に対し、必要な措置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、医療機関又は臨時救護所等へ搬送する。
- (イ) 道路の損壊で車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ドクターヘリコプターによる搬送を依頼する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、地震発生と同時にお互いに協力して、生き埋め等に関する情報の収集に努め、生き埋め者等の早期発見に努める。

倒壊家屋の下敷き、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、消防機関等の到着までは自力による救出活動や負傷者等の搬出及び搬送を行う。

また、消防機関等の到着後は、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。必要に応じて、消防機関は、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3項 水防対策

大規模な地震が発生すると、液状化現象等により堤防が損壊され大洪水が発生するときがあるため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

1 水防情報の収集

(1) 水防情報の把握

水防情報は、他の防災関係機関との連携により速やかに収集し、必要に応じて関係機関及び市民へ伝達する。

(2) 気象状況の把握

地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、地震発生後の気象情報に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性に注意する。

2 水防活動

(1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の襲来が予想される等、水害による被害が予想される場合、市長は水防体制をとるものとする。

(2) 水防計画

水防活動に関する計画は、「中津川市水防計画」の定めるところによる。

(3) 応援要請

他の水防管理者と相互に協力するとともに、水防上必要があるときは、他の水防管理者の応援を要請する。また、応援要請を受けたときは、市域内における水防活動に支障のある場合を除き、可能な範囲の応援を行う。

第4項 天然ダム対策

地震や集中豪雨に伴う山腹崩壊や地すべり、及び火山噴火に伴う噴出物により天然ダム（河道閉塞）が発生し、大規模な土砂災害の危険性が高まった場合は、国や県と連携して危険の回避及び迅速な復旧を図る。

1 緊急情報に基づく対応

地震や集中豪雨、火山噴火等により天然ダムが発生し、大規模な土砂災害の危険性が高まった場合に、国土交通省や県は緊急調査を実施するとともに（国土交通省は河道閉塞と火山噴火の調査、県は地すべりの調査）、その結果に基づき被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市へ通知する。市は、これを踏まえ、住民に避難の指示等を行うものとする。

2 水防活動

（1）水防体制

天然ダムの発生後、決壊、土石流、湛水等の被害が予想される場合、市長は水防体制をとるものとする。

（2）応援要請

市長は、必要に応じて他の水防管理者や国土交通省多治見砂防国道事務所の応援を要請する。また、応援要請を受けたときは、市域内における水防活動に支障のある場合を除き、可能な範囲の応援を行う。

第5項 警備対策

警察機関は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集、避難誘導、人命の救助、交通の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締り等の徹底を図り社会秩序の維持に努める。

1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警察機関は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 各種情報の収集には、交番、駐在所、パトカー、白バイ等、勤務員を当たらせるほか、ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

警察機関は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等の開設に努める。

また、暴力団等の動向を把握し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の移住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。被災地だけでなく、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど、社会混乱の抑制に努めるものとする。

また、銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

4 市民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第6項 緊急輸送・交通規制対策

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給等にも支障が生ずるおそれがある。一般道路とは別に緊急交通路を確保するため交通規制を行うとともに、緊急輸送を行うため被災地に至る輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を行う。

1 緊急交通道路等の確保

(1) 道路被害状況の把握

市内のみならず隣接市町村の道路に関する情報を把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るとともに、通行不能箇所の代替ルートを確認し周知する。

(2) 車両運転者・放置車両の撤去に対する措置

緊急車両の通行を妨げる車両の運転手又は放置車両に対しては、警察官、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員に依頼し、車両移動あるいは強制撤去等を命じ、円滑な通行を確保する。

(3) 障害物除去・応急復旧の実施

災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、建設業協会等の協力を得て、速やかに道路の応急復旧作業を実施する。

(4) 警備業者・交通安全協会等との連携

緊急交通路の確保のために行う交通規制に伴い、交通指導の専門的知識を有する警備業者の協力や中津川市交通安全協会と連携し、交通誘導等の実施を行う。

2 交通規制の実施

(1) 規制の種別

摘要法令	施行者	規制の内容
道路交通法	警察	車両の通行が著しく停滞したことにより道路における交通が混雑するおそれがある場合、交通の円滑を図るため、又は交通の危険を防止するため、当該道路の通行を禁止又は制限する。
災害対策基本法	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
道路法	道路管理者	道路の損傷、決壊等により、交通が危険であると認められる場合、道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き（災害対策基本法第76条第1項）

ア 対象となる緊急通行車両

(ア) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

(イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

イ 確認手続き

(ア) 災害応急対策を実施するための車両を使用する者は、県本部あるいは県支部

に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」）及び標章の交付を申し出るものとする。

（イ）証明書及び標章が交付されたときは、証明書は当該車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

（3）交通規制の実施

交通規制を必要とする場合は、次の事項に留意して中津川警察署へ依頼する。

ア 人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施

イ 広域的な流入車両の抑制実施

ウ 被害状況、緊急度、重要度等の考慮

エ 一般交通機関にできる限り支障のないよう適当な迂回路の設定

（4）交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに市民、運転者等に交通禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について周知徹底を図るものとする。また、他の道路管理者に対しても同様とする。

3 ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターの緊急離着陸場が必要なときは、安全に離着陸ができる場所の確保を図る。

4 輸送手段の確保

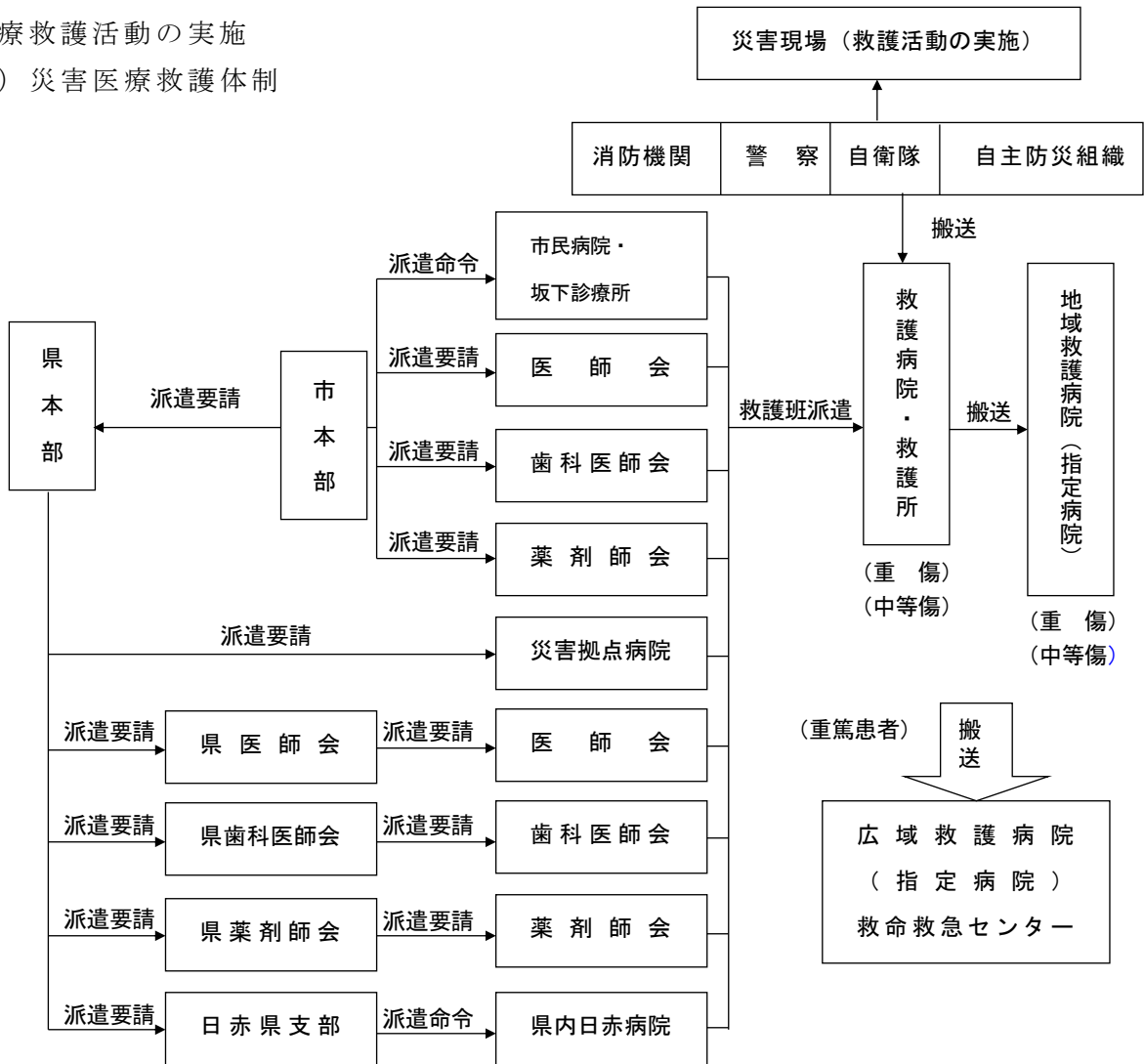
（1）地域の現況に即した車両等の調達を行う。

（2）必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっせんを依頼する。

第7項 医療・救護活動

風水害等対策編第1章第7節「医療救護計画」に定めるところによるが、大規模な地震の発生により、医療を多くの負傷者や被災者等に提供するため、災害医療救護体制を確立する。

1 医療救護活動の実施
 (1) 災害医療救護体制



————▶ は、派遣要請、派遣命令等の情報伝達経路

※ 災害拠点病院・・・岐阜県総合医療センター、岐阜赤十字病院、大垣市民病院、木沢記念病院、中津川市民病院、高山赤十字病院、岐阜大学医学部附属病院、岐阜県立多治見病院、松波総合病院、岐阜市民病院、中濃厚生病院、久美愛厚生病院

(2) 医療救護活動

ア 市は、救護所を設置するとともに医療救護班を派遣し、災害の程度に即した救護活動を行う。

イ 災害の程度により必要と認めたときは、県に応援を要請する。

ウ 医療救護活動は、県と市の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施するとともに、被災地では発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくことから、それに対応した医療救護活動を行う。

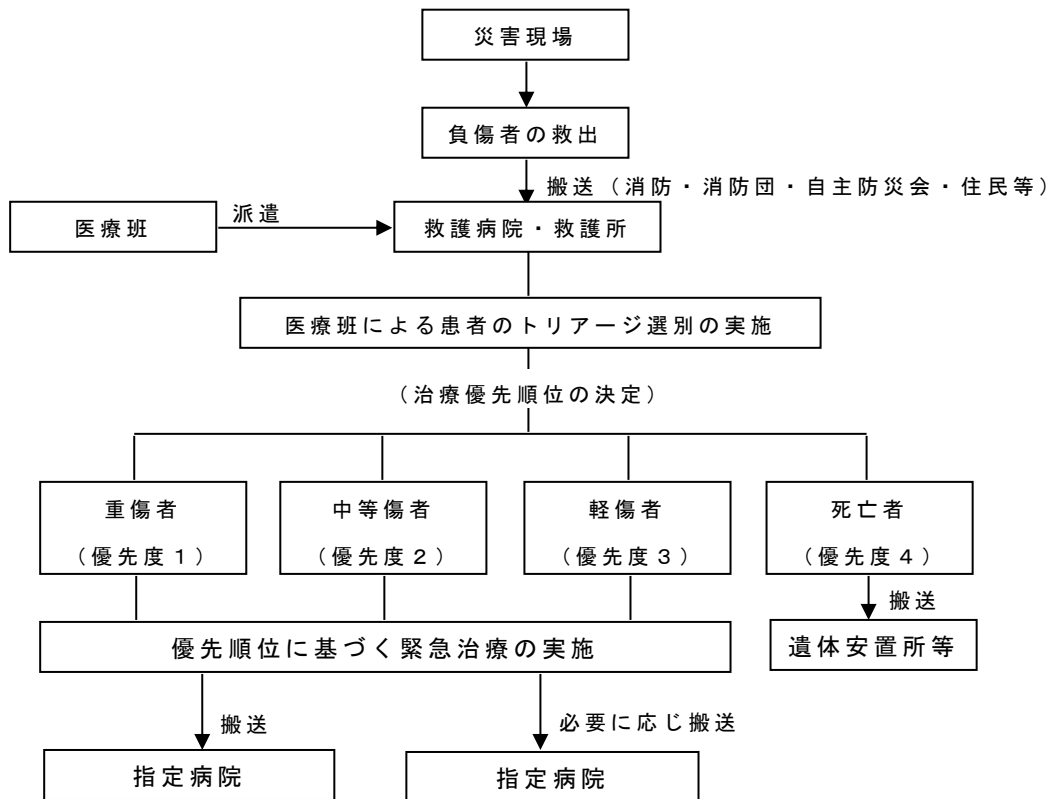
エ 重症者等の後方医療機関への搬送は、消防機関の協力を得て実施する。

オ 道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊に要請し、ヘリコプターにより実施する。

カ トリアージの実施

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

○トリアージ選別 ⇒ 患者の重傷度と治療優先度を定めること



キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

県及び市は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に係る調整や、活動場所（医療機関、救護所など）の確保を図るものとする。

ク 後方医療活動の要請

(ア) 広域後方医療活動の要請

県、市は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

(イ) 広域搬送拠点の確保、運用

県、市は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、被災市内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等を輸送する。

非被災地方公共団体は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営するとともに、広域搬送拠点から、非被災地方公共団体内の医療機関までの重症者等の輸送を実施するものとする。

2 医薬品等の確保

(1) 市は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具の確保を図る。

(2) 医薬品、衛生材料、医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

第8項 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、被災市民の生活に大きな混乱を生ずるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障をきたすこととなる。また、医療・救助活動を実施するに当たり、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。

市は、関係機関と連携のもとにライフラインの復旧に向けて応急対策を実施する。

1 水道施設の応急対策

(1) 水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の水道事業者に応援を要請する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道班は水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水システムを考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

3日まで	給水拠点による給水 (1人1日3リットル)
10日まで	幹線付近の仮設給水栓 (1人1日20リットル)
21日まで	支線上の仮設給水栓 (1人1日100リットル)
28日まで	仮配管による各戸給水や共用栓 (1人1日250リットル)

(5) 県等への応援要請

市による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定及び日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づき、県及び支部長を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

水道用水供給事業者は、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき、応援を要請するものとする。

(6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

(7) 臨時給水所の設置

水道が断水したときは、給水車を出動させ、臨時給水を行うものとする。この場合においては、市民安全情報ネットワーク・防災行政無線等により市民に周知徹底し、混乱を避けるよう最大限の努力をする。

(8) 浄水機による供給

水道が断水し、臨時に供給する必要が生じたときであって、水利が確保できる場合は、浄水機による水の供給を行う。なお、水道班は、平常時から浄水機の取扱いに習熟し、非常時に備えるものとする。

2 下水道施設の応急対策

(1) 緊急要員の確保

下水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて県関係課を經由し、他の下水道管理者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

下水道班は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を次のとおり実施する。

ア 第一段階（主要目的：被害拡大、二次災害の防止）

管路	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害拡大、二次災害の防止のための調査 管道の破損による道路施設等他施設への影響調査 重要な区間の被害概要の把握
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行禁止、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼
処理場施設	緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> 人的被害につながる二次災害の未然防止、予防(有毒ガス、燃料の流出防止等のための元栓の完全閉止、機器の運転停止等)
	緊急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査
	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 火気の使用禁止、立ち入り禁止、漏洩箇所シールの張り

イ 第二段階（主要目的：暫定機能の確保）

管路	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> 被害拡大、二次災害の防止のための調査 下水道の機能的、構造的な被害程度の調査
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> 管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水 可搬式ポンプによる下水の排水
処理場施設	応急調査	<ul style="list-style-type: none"> 処理場施設の暫定機能確保のための調査
	応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

3 その他のライフライン施設の応急対策

市では、電力会社、都市ガス施設、電話施設、鉄道会社に対しても速やかに応急対策を開始できるよう出動を求める等、必要な措置を執るものとする。

第9項 公共施設の応急対策

地震発生時には台風、豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時、複合的に発生し、各方面に甚大な被害を及ぼすことが予想される。特に、道路河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要である。したがって、市が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を優先した施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

地震発生後速やかに、防災上重要な施設を結ぶ緊急交通路について優先的に道路パトロールを行い、主要幹線道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

2 河川施設の応急対策

地震発生後、直ちに危険箇所のパトロールを行い、災害の発生の有無を調査し、危険箇所を発見した場合には、速やかに適切な応急対策に努める。

3 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害警戒区域の点検、状況把握

県は、市と協力して土砂災害警戒区域のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

市は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、すみやかに応急復旧を実施するよう努める。市は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

4 公共建築物

市役所庁舎、総合事務所、地域事務所、福祉施設、学校施設及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等となることから、次のとおり災害応急対策を実施する。

(1) 建物の応急対策

施設管理者は、都市建築班の協力を得て施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

(2) 施設機能の応急対策

ア 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機配置並びに燃料確保

- イ 無線通信機器等、通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- ウ 緊急通行車両その他車両の配備
- エ 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- オ その他重要設備の点検及び応急復旧
- カ 飲料水の確保
- キ エレベーターに閉じ込められた者の救出
- ク 火気の点検及び出火防止措置

第10項 被災建築物の応急危険度判定の実施

1 応急危険度判定実施の検討

市の都市建築班は、災害対策本部に集まる建築物被害情報を速やかに収集し、余震により被災建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するとともに、市民の安全確保を図るため応急危険度判定実施について検討し、災害対策本部長に対し判定実施の可否を具申するものとする。

2 応急危険度判定の実施

市の都市建築班は、災害対策本部長から応急危険度判定実施の指示があった場合、速やかに応急危険度判定実施本部を設置し、判定士の支援要請や受入準備、判定実施準備、判定実施などの業務を行い、判定結果を取りまとめ報告するものとする。

第11項 大規模停電対策

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

1 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやソーシャルメディア等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- (6) その他必要な事項

2 応急対策

県、市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

市は、電源車や電気自動車等の配備を県に要請する。

3 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

4 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第3節 民生安定活動

地震発生後の民生安定に向けた対策が行える体制づくりを確立させる。

第1項 災害広報（風水害等対策を準用）

風水害等対策編 第1章第6節「災害広報」を準用する。

第2項 災害救助法の適用

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。関係機関は、制度の内容や適用基準及び手続を熟知し、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、災害による被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の大部分については市長に委任されている。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、風水害等対策編第1章第7節「被災者の救助保護計画」の定めるところによる。なお、県、市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁することとし、市は一時繰替支弁することがある。

また、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第3項 食料・給水・生活必需品供給活動

大規模地震については、被災者は着の身着のまま避難するケースが多く、その生命維持のため食糧や水の供給が必要となる。また、避難が長期化した場合、被災者のニーズも時の経過とともに変化し、適宜に応じた物資の供給が必要となる。

市は、被災地の状況や被災者のニーズを迅速に把握し、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対して十分配慮し、的確かつ迅速な供給を図る。

1 給水

(1) 飲料水の応急給水活動

飲料水の確保が困難な地域について、給水班を組織し、応急給水を行う。

ア 応急給水の目安は次のとおりである。

給水量	おおむね1人1日3リットル
給水期間	飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間 (震災時においては7～15日程度)

イ プールの水、井戸水その他水利の水を可搬式ろ過機によりろ過し、応急給水を実施する。実施にあたっては、可搬式ろ過機の管理及び運転を市民に説明し、市民自らによる管理、運転を行う。

ウ 応急給水にあたっては、市民に対して給水場所、時間等を広報によって周知徹底を図る。

エ 市民に対しては、衛生面に十分配慮し、地域内の井戸等を活用して飲料水の確保を行うよう周知する。

オ 孤立状態にある被災者や、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、給水等が実施されるよう努める。

(2) 応急給水の応援要請

市内で飲料水の応急給水ができないときは、岐阜県水道災害相互応援協定及び日本水道協会中部地方支部災害時相互応援協定に基づき、県及び支部長を通じて他の水道事業者に対し、応援要請を行う。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水場所

エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

(3) 生活用水の確保

水道の復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

2 食糧供給

災害時における被災者及び災害防護活動者等に対する炊き出し及び食品の供給は、次によるものとする。

(1) 市本部は、次のとおり主要食糧の供給を確保する。

ア 備蓄食糧及び小売業者等保有の米穀等を調達し、被災者等に対し炊き出し又は現物支給する。

イ 必要な副食及び調味料を調達し、被災者等に対し供給する。

(2) 相互応援協定に基づく応急食糧提供の要請

災害の状況その他に応じ、「震災時の相互応援に関する協定」に基づき県又は他市町村に対し、食糧及びその供給に必要な資機材の提供を要請する。

(3) 支給、配分の公平性の確保

物資の支給、配分にあたっては、事前に地域住民に広報するとともに、自主防災組織等の協力により、公平の維持に努めるものとする。

(4) 供給活動における配慮

孤立状態にある被災者や、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、食料等が供給されるよう努める。

3 生活必需品の供給

風水害等対策編第1章第7節「物資供給計画」を準用する。

第4項 応急教育対策

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、疎開についても弾力的運用について配慮する等、学校教育に支障をきたさないよう措置する。

また、学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。

なお、本計画中に定めのない事項は、共通予防対策編第2章第11節「文教対策」の定めるところによる。

1 児童、生徒の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童、生徒（以下「生徒等」という）の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長は対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。

イ 生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるにあたっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、生徒等の安全を確保するものとする。また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒のうち帰宅できない者については、状況を判断し、学校等で保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した生徒等については、イに準じて所要の措置をとる。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率者は生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等、必要な措置をとる。

(2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害の発生の場合、生徒等を教室等に集める。

イ 生徒等の退避、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮する。

オ 生徒等の保護者等への引渡しについては、決められた引渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動にあたる。

2 教育活動の再開

市教育委員会は、災害時において教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

各班は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間に渡って中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等、必要な措置をとる。

(4) 教員の確保

教職員が被災したことにより、通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。確保が困難なときは、合併授業等、必要な措置をとる。

3 生徒等に対する援助

(1) 学用品の給付等

応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、確保が困難な場合は、県へ要請する。

(2) 就学の援助

世帯が被災し、就学が困難となった生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

給食物資の確保を行い、学校給食の継続確保に努める。

(4) 転出、転入の手続き

生徒等の転出、転入について、状況に応じ速やかにかつ弾力的な措置を図る。

また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設けて問い合わせに対応する。

(5) 心の健康管理

教育委員会は、被災した生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

第5項 要配慮者・避難行動要支援者対策

高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国人、妊婦等いわゆる要配慮者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられる。

市は、地域住民の応援協力を得て、要配慮者の避難誘導を実施するとともに、個別かつ専門的な救援体制を確立する。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 市本部は、要配慮者を支援するため、次の対策を講ずる。

ア 要配慮者が必要とする支援内容の把握（時系列で行う）

イ 要配慮者のニーズに応じた救援、救護

(ア) 特別な食糧（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保、提供

(イ) 要配慮者用資機材（車椅子、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供

(ウ) ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣

(エ) 情報提供

ウ 避難所での要配慮者への配慮

エ 要配慮者向け相談所の開設

オ 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討

カ 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

(2) 市本部は地震発生後、自治会長、民生委員等、関係機関の協力を得て、在宅サービス利用者、ひとり暮らし老人、障がい者、子ども、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図あるいは警察（特に交番）の情報を利用する等して居宅に残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(3) 要配慮者を発見した場合は、次の情報を把握するとともに、消防機関、警察と連携して地域住民が要配慮者とともに避難するよう指導する。

ア 避難所への移動

イ 施設緊急入所等を緊急措置

ウ 居宅での生活が可能な場合には、在宅保健ニーズの把握等を実施する。

市民は、地域の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織を中心に地域ぐるみで協力する。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引き渡す等、必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等、必要な措置をとるとともに、必要に応じ応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、市等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、入所可能な場所を応急に確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部総務班に連絡しその応援を要請する。

カ 食糧及び生活必需品の確保

食糧や生活必需物資に不足が生じた場合、買出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市本部、県支部総務班に連絡し、その支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん、職員等の健康管理（メンタルケア）に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による、被災者の受入れについては、要介護者等、援護の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

地震災害時に外国人被災者の救助のため必要があると認めるときは、外国人雇用企業、中京学院大学、岐阜県国際交流センター等の協力を得て語学ボランティアを手配する。

ア 負傷者等の応急手当等の際の説明

イ 県、市の各種応急対策の内容の説明

ウ その他被災外国人の意思の伝達

(2) 正確な情報の伝達

市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第6項 保健衛生対策

大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等の大量発生、感染症の流行、心身の健康の悪化、多数の死者、行方不明者の発生等が想定されるため、これらの適切な処置及び防止体制を確立する。

1 清掃

風水害等対策編第1章第7節「清掃計画」を準用する。

2 防疫・食品衛生

風水害等対策編第1章第7節「防疫計画」に定めるほか、次によるものとする。

(1) 防疫

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等が発生しやすく、また、蔓延する危険性も高い。

このため、的確かつ迅速な防疫活動を行うことが重要であり、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

ア 防疫活動

(ア) 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔及び消毒を行う。

(イ) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。

(ウ) 被災地において感染症が発生したときは、直ちに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて適切な措置をとる。

(エ) 避難所においては、避難所開設・運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

(オ) 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。

(カ) 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

(2) 食品衛生

震災時には、通常の流通・販売が行われないため、食中毒等食品に起因する危害発生危険性の高くなる。このため、食品の安定供給を図りながら、これら食品の安全性を確保することが重要となる。

ア 炊き出しを開始したときは、速やかに保健所へ連絡する。

イ 食中毒症状を現す者が発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせるとともに、保健所へ連絡する。

3 保健活動・精神保健活動

地震により被害を受けている市民を対象に、県及び関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や個別ケースの心身両面からの保健指導を実施する。また、仮設住宅や

一般家庭等市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持、増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(1) 保健活動

保健師、管理栄養士等を中心とした健康活動チーム、栄養・食生活支援活動チームを編成する。さらに、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て健康活動チーム、栄養・食生活支援活動チームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

(2) 活動内容

市は県と連携をとり、保健活動チーム、栄養・食生活支援活動チームを編成し、ブロック毎（ブロックは状況により決定）に協同して活動する。保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を行う。

ア 避難所及び自宅、仮設住宅等のり災者の生活状況を把握及び生活環境の整備

(ア) 避難所のトイレ、室内の清潔状態、ごみの整理状態の把握と調整及び指導

(イ) 避難所の室内の換気、室温等の状態の把握と調整及び指導

(ウ) 手洗い、消毒、うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導

(エ) 衣類、寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導

(オ) 歯磨、入浴、洗髪の状態の把握と調整及び指導

(カ) 栄養・食事の摂取状況の把握と調整及び指導

(キ) 活動状況の把握と調整及び指導

イ 避難所における巡回健康相談等の実施

(ア) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する

(イ) 症状の出現者及び風邪等、突発的、一時的疾患の罹患者の管理と生活指導

(ウ) 被災による症状や障害のある患者の観察と疾病管理及び生活指導

(エ) 慢性疾患患者の治療の状況把握と医師、行政職員等の調整及び生活指導と管理

(オ) 寝たきり老人の治療状況把握と医師行政職員等との調整及び生活指導と管理

(カ) 妊婦の生活指導と管理

(キ) 乳幼児の生活指導と管理

(ク) 高齢者の生活指導と管理

(ケ) 難病、身体障がい者の生活指導と管理

(コ) 結核既往者の管理と生活指導

ウ 訪問指導の実施及び強化

(ア) 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。

(イ) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。

エ 定例保健事業の実施

オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

カ 炊き出しの栄養管理、支援物資の活用等の調整、分配への助言を行う。

第7項 金融対策

関係機関は、適当と認められる機関又は団体と密接な連絡を取りつつ、金融機関等の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

本金融対策は、金融機関等以外の諸機関の対応措置の状況を見て検討し、所要の調整を図るものとする。

1 現状と課題

- (1) 大規模な地震被害が発生した場合には、預金払出し等、混乱が起こることも想定される。
- (2) 被災地における金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる必要がある。

2 対策

(1) 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

ア 金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

イ 機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金定期積立金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる為の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、災害被害者の便宜を考慮した措置を講ずる。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

- ウ 損傷銀行券等引換のために必要な措置を講じる。
- エ 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。
- オ 国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、生保・損保会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

- ア 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等、適宜の措置。
- イ 窓口営業停止の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

- ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解除代金の即日払いの申し出があつて場合の可能な限りの便宜措置
- エ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

第8項 応急住宅対策（風水害等対策を準用）

風水害等対策編第1章第7節「応急住宅対策」を準用する。

第9項 義援金品の募集、受付、配分（風水害等対策を準用）

風水害等対策編第1章第7節「災害義援金品の募集配分計画」を準用する。

第2章 地震災害復旧対策（風水害等対策編を準用）

第1節 復旧・復興体制の整備

風水害等対策編第2章第1節「復旧・復興体制の整備」を準用する。

第2節 公共施設災害復旧事業

風水害等対策編第2章第2節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

風水害等対策編第2章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」を準用する。

第4節 被災者の生活確保

風水害等対策編第2章第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第5節 被災中小企業の振興

風水害等対策編第2章第5節「被災中小企業の振興」を準用する。

第6節 農林漁業関係者への融資

風水害等対策編第2章第6節「農林漁業関係者への融資」を準用する。

第3章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、警戒宣言が発せられた場合又は東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）（以下「地震予知情報等」という。）が発表せられた場合とるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 大震法とは、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいう。
- (2) 市警戒本部とは、中津川市地震災害警戒本部をいう。
- (3) 市警戒準備本部とは、中津川市地震警戒準備本部をいう。
- (4) 市本部長とは、中津川市地震災害警戒本部長をいう。
- (5) 県警戒本部とは、岐阜県地震災害警戒本部をいう。
- (6) 県警戒本部長とは、岐阜県地震災害警戒本部長をいう。
- (7) 基本計画とは、中津川市地域防災計画をいう。
- (8) 県地震対策編とは、岐阜県地域防災計画地震対策編をいう。
- (9) 市地震対策編とは、中津川市地域防災計画地震対策編をいう。
- (10) 応急計画とは、中津川市地域防災計画地震防災応急計画をいう。
- (11) 防災関係機関とは、中津川市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、岐阜県、中津川市、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- (12) 施設等とは、地震防災応急計画を作成すべき施設及び事業をいう。
- (13) 防災関係機関等とは、防災関係機関及び施設等をいう。
- (14) 判定会とは、地震防災対策強化地域判定会をいう。
- (15) 地震予知情報等とは、警戒宣言、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策にかかわる措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関する情報をいう。
- (16) 居住者等とは、当市の区域内の居住者、滞在者、その他の者をいう。

第3項 警戒宣言前の準備行動対応方針

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられる前において、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が発表された場合は、必要な準備行動を実施する。

第4項 処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 中津川市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 地震防災強化計画の作成、地震災害警戒準備本部、地震災害警戒本部及び災害対策本部に関すること 2 防災施設の新設、改良等整備に関すること 3 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合・警戒宣言発出時における市有施設の整備点検に関すること 4 東海地震に関連する情報等の収集及び伝達・広報に関すること 5 地震災害の情報収集、被害調査に関すること 6 地震被災者に対する救助及び救護措置に関すること 7 被災施設の応急措置及び復旧に関すること 8 地震災害に備えた食糧、医薬品等の確保及び資機材等の配備に関すること 9 避難場所の開設及び避難の指示等に関すること 10 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること 11 地震防災に関する調査研究、訓練の実施に関すること 12 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること 13 防災思想の普及に関すること 14 地震防災応急計画の作成指導及び届出に関すること 15 緊急輸送の確保に関すること 16 地震災害に備えた消防本部及び消防団の編成に関すること 17 資機材及び救急資機材の確保に関すること 18 出火防止、初期消火の広報に関すること 19 防災活動推進のための公共用地の有効活用 20 その他地震防災に関すること

2 防災関係機関等

(1) 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
中津川市及び東濃森林管理署	1 災害応急復旧用木材の確保 2 国有林野内の治山・治水による被災防止措置 3 国有林野内の火災予防及び防止
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	1 管轄する道路施設 2 管轄する砂防施設についての被災防止措置 3 県からの要請に基づく災害対策用機械等の貸付 4 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の迅速な伝達 5 大規模土砂災害に関する情報の伝達
日本郵便株式会社 東海支社	郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常扱い等に関すること

(2) 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海旅客鉄道株式会社	1 利用者等に対する地震予知情報等の伝達 2 列車の運転規制に係る措置 3 利用者及び滞留客の保護に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況、利用者に対する待機状況の広報 6 災害用緊急物資の輸送 7 鉄道電話による緊急通信の協力
N T T 西日本(株) 岐阜支店	1 通信施設の確保及び復旧 2 重要加入通信の確保 3 避難所等における臨時公衆電話の開設
株式会社 N T T ドコモ東海、K D D I 株式会社	通信施設の確保及び復旧
日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区	1 被災者の保護 2 医療班の協力及び医薬品等の確保整備 3 炊き出しその他食品の提供に関すること
中日本高速道路株式会社(飯田・多治見管理事務所)	1 中央自動車道の交通規制とその広報 2 中央自動車道の災害予防等に係る措置
中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社	1 電力供給の確保 2 電力会社間の電力緊急融通措置 3 電力施設の予防等に係る措置 4 ダム、変電所、高圧電力送電施設等に対する安全防災対策

(3) 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
明智鉄道株式会社	1 利用者等に対する地震予知情報等の伝達 2 列車の運転規制に係る措置 3 利用者及び滞留客の保護に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況、利用者に対する待機状況の広報 6 災害用緊急物資の輸送
自動車運送機関	1 緊急輸送車両の確保及び調達斡旋 2 緊急輸送車両の借り上げ要請に対する措置 3 地震防災予防対策等に係る物資及び人員の輸送対策
土地改良区	1 ため池、農業用水等の発災時に係る防災対策 2 農地の被害調査及び復旧
水防管理団体	1 水防活動 2 資機材の点検整備
医師会等	1 応急救護活動等の要請による協力 2 医療及び助産活動 3 感染症対策及びその他保健衛生活動の協力

(4) 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
アマチュア無線団体	1 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達・広報 2 避難状況及び予防活動等に係る情報の収集・伝達報告
農業協同組合、森林組合等	1 主要食糧（米等）の供給対策 2 組合員等の金融対策 3 山地崩壊等に係る応急復旧対策 4 市本部が行う農林関係の地震防災対策に対する協力
病院等の管理者	1 利用者に対する広報及び安全な場所への避難誘導等 2 応急救護活動に伴う協力 3 被災傷病者等の医療及び収容保護
社会福祉施設管理者	1 入所者等の保護及び避難者の収容保護 2 施設の被災防止措置
中津川市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資 2 ボランティアセンターの設置及び運営 3 災害ボランティアの募集及び登録
学校法人	1 児童、生徒、学生等の保護 2 施設の被災防止及び復旧 3 被災時の教育対策
自主防災会	1 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達並びに避難指示の徹底 2 組織的避難の実施 3 消化防犯措置の徹底 4 被災者の救助保護等の協力 5 その他の相互扶助
NPO・ボランティア等	1 被災時に係る災害対策本部等からの要請による組織的応援活動 2 炊き出し及び被災者の救助保護等の協力
商工会議所、商工会	1 市本部が行う物資等の調達及び斡旋に係る協力 2 災害時における物価安定についての協力と徹底 3 救助物資、生活物資、復旧資機材等の確保についての協力、斡旋 4 商工業者が行う地震防災対策の指導及び協力
観光協会	1 観光客等の保護対策 2 観光施設等の災害対策
金融機関	1 通貨の円滑な供給の確保 2 被災者等に対する資金の融通及びその他の緊急措置
高圧ガス取扱い機関	1 発災に備えての安全対策及び応急復旧の資機材、要員の確保 2 災害時における高圧ガスの確保及び供給
ガソリン等危険物取扱い機関	1 発災に備えての安全対策及び応急復旧の資機材、要員の確保 2 災害時におけるガソリン等燃料の確保及び供給
火薬取扱い機関	1 発災に備えての安全対策及び応急復旧の資機材、要員の確保 2 火薬の防災管理
交通安全協会	1 交通安全確保及び協力活動 2 地域住民の避難誘導
建設協会等	1 災害時等における防災活動及び被災者救出支援活動
中津川旅館業組合	1 災害時等における被災者、応援協力者等の宿泊についての協力 2 避難所における寝具類の提供及び確保
中津川水道緊急時対策協議会	1 災害時における上下水道の被災調査及び復旧についての協力 2 災害時における上水道の供給についての協力
生活必需品販売機関	災害時における食料品、日常生活用品等の供給についての協力

第2節 地震災害警戒本部の設置等

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、直ちに中津川市地震災害警戒本部を設置し、迅速かつ的確に地震防災応急対策を実施するものとする。

また、東海地震注意情報が発表された場合、直ちに中津川市地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）を設置し、地震災害警戒本部設置準備のための必要な体制をとるものとする。なお、各防災関係機関においてもその実情に応じて、中津川地域防災計画に準じた防災活動体制をとるものとする。

（1）東海地震に関連する情報の収集、伝達

ア 担当職員は、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合、防災担当課長に報告するものとする。

イ 担当職員は、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合、準備本部設置時に実施すべき対策の確認を行うとともに、続報を逃さない体制をとるものとする。

（2）地震災害警戒準備本部の設置

ア 東海地震注意情報が発表された場合、直ちに準備本部を設置し、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられるまでの間に行うべき必要な準備的行動を実施するとともに、中津川市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）設置時に実施すべき地震防災応急対策について連絡調整を行う。

イ 準備本部の組織及び運営に関し必要な事項は、「中津川市地震災害警戒準備本部の設置及び運営に関する要綱」に定めるところによる。

ウ 上記のほか、準備本部に関し必要な事項は、警戒本部に準ずる。

1 地震災害警戒本部の設置

市長は、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には直ちに地震災害警戒本部を設置し、迅速かつ的確に運営するものとする。

（１）地震災害警戒本部の組織及び運営

地震災害警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令中津川市地震災害警戒本部に関する条例（昭和54年中津川市条例第19号。）の規定に基づき、組織系統及び編成状況は、総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」によるものとする。

（２）分担任務

ア 本部員会議

（ア）地震災害警戒本部に本部員会議を置き、中津川市地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）が必要に応じて招集する。

（イ）本部員会議は、本部長、中津川市地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び本部員をもって構成する。

（ウ）本部員会議は警戒本部に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関する事務の基本的事項について協議する。

イ 部等

（ア）警戒本部に部及び班を置く。

（イ）警戒本部の部及び班は、各部、各班の分担任務表に掲げる事務を分掌する。

（ウ）警戒本部の分掌事務について、所掌の明らかでない事務については、災害対策本部における部又は班の分担任務の例による。

ウ 部長等

（ア）部に部長及び必要なところにあっては副部長を置く。

（イ）班に、班長を置く。

（ウ）部長及び副部長は、各部、各班の分担任務表の部長、副部長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は同表班長相当職欄に掲げる職を持って充てる。

（エ）部長は、本部長の命令及び指示を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（オ）副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

（カ）班長は、その班の所掌事務について部長及び副部長を補佐すると共に、上司の命令指示を受けてその事務の処理にあたる。

エ 地震災害警戒本部室

地震災害警戒本部の所掌事務を統括的に処理及びその対応を迅速的確に指示するため、中津川市役所本庁を地震災害警戒本部室とする。

オ 地震災害警戒本部連絡員室

（ア）地震災害警戒本部に、地震災害警戒本部連絡員室を置く。

（イ）本部連絡員室に室長、本部連絡員を置く。

（ウ）本部連絡員室に本部連絡班を置く。

（エ）本部連絡班の任務及び編成は、次のとおりとする。

(任 務)

- a 本部員会議の庶務
- b 本部長の命令、指示事項等の伝達
- c 地震防災応急対策について各部等との連絡調整等に関する事。
- d 地震防災応急対策について、防災関係機関との連絡等に関する事。

(編 成) 総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」によるものとする。

カ 支 部

- (ア) 各総合事務所及び各地域事務所に警戒支部を置く。事務分掌は総則編第1章第5節「市災害対策本部の組織」によるものとする。
- (イ) 各支部における地震防災応急対策等についての事務の円滑な処理を図るため、支部長及び支部員を置く。
- (ウ) 支部長は各総合事務所長、地域事務所長をもって充て、支部員は総合事務所職員、地域事務所職員をもって充て、各支部の運営にあたる。

2 防災関係機関

各防災関係機関は、地域の安全を図る等、防災上重要な役割を担っているため、東海地震注意情報があった場合、又はその報道を覚知した場合には、緊急にその準備体制をとるものとする。

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合は、中津川市と密接な連携の基に、実情に応じて地震災害警戒本部に準じた組織を配置し、その迅速かつ的確な運営を図るものとする。

3 施設等

各施設等は、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置を図る責務があり、判定会招集の報道を覚知した場合には、実情に応じて準備対策を実施するものとする。

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合はそれぞれの応急計画に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

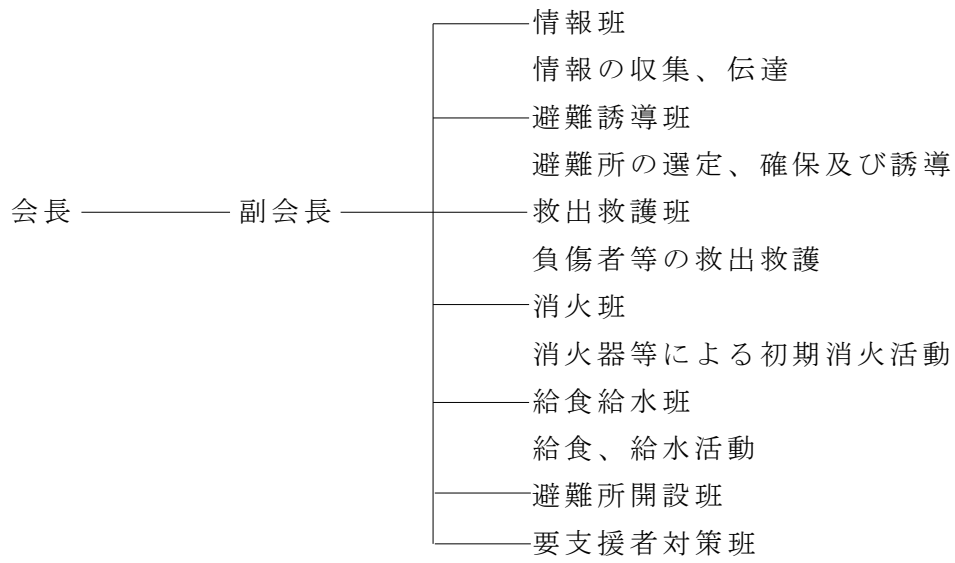
4 地域住民の自主防災組織

地域住民等は、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合には、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備等を行うと共に、情報の伝達、避難の実施等を区長会及び自主防災組織とが一致団結して相互に協力し、組織的に活動することにより地震防災応急対策が迅速かつ的確に推進できるように対応するものとする。

また、防災関係機関等と一体的に行動することにより、地震防災活動がより有効的に図られるようにするものとする。

各自主防災会は、次の編制によるものとする。

名 称 ○○区長会自主防災会



第3節 地震防災応急対策要員の参集

緊急対策を迅速かつ的確に実施するための動員確立、協力体制を確立させる。

第1項 職員の動員配置

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで、この間に地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで、警戒本部等の運営に必要な要員及び防災関係機関等の必要な要員の動員が必要不可欠な場合を想定し、その動員の方法をあらかじめ明確に定め、万全を期するものとする。

1 東海地震注意情報発表

東海地震注意情報の発表があった場合、勤務時間内においてはそれぞれの職場で勤務中の者を配備するものとするが、勤務時間外の動員については各部課等で定める招集伝達経路により、緊急配備につく者に対し登庁を指示し、他の職員についても登庁準備を指示するものとする。

なお、緊急配備につくことになっている者は、報道等により覚知した場合には登庁の指示を待つことなく自主的に登庁するものとする。

(1) 本部員の職に充てられている者

市長は、本部員の職にある者であって、市の機関の職員、その他の機関の職員で警戒本部における連絡調整等を推進するうえで、市役所へ登庁させる必要が有ると認められる者に対し、登庁を指示し又は要請するものとする。

(2) 本部の運営に必要な要員の職に充てられている者

市長は、警戒本部の運営に必要な要員（本部員を除く）の職に充てられている者、又は要員として必要な者に対して登庁を指示し、又は要請するものとする。

2 警戒宣言発出（東海地震予知情報発表）時の動員

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、勤務時間内においてはそれぞれの職場で勤務中の者を配備するものとするが、勤務時間外においては直ちに全職員に登庁を指示し、『警戒体制Ⅱ』（本編第1章第2項の表参照）につくものとする。

なお、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた事を覚知した場合には、直ちに登庁するものとする。防災関係機関においても市の計画に基づき、実情に即した動員体制を確立するものとする。

3 地震防災応急対策要員の参集

(1) 市長は、次の配備基準に基づき、職員の参集を命ずるものとする。

ア 配備基準

時点	参集範囲等	本部設置
東海地震に関する調査情報（臨時）の通知を受けた時	警戒本部総務部の職員	情報の収集 準備本部の設置準備
東海地震注意情報（東海地震	本部長、副本部長、	準備本部の設置

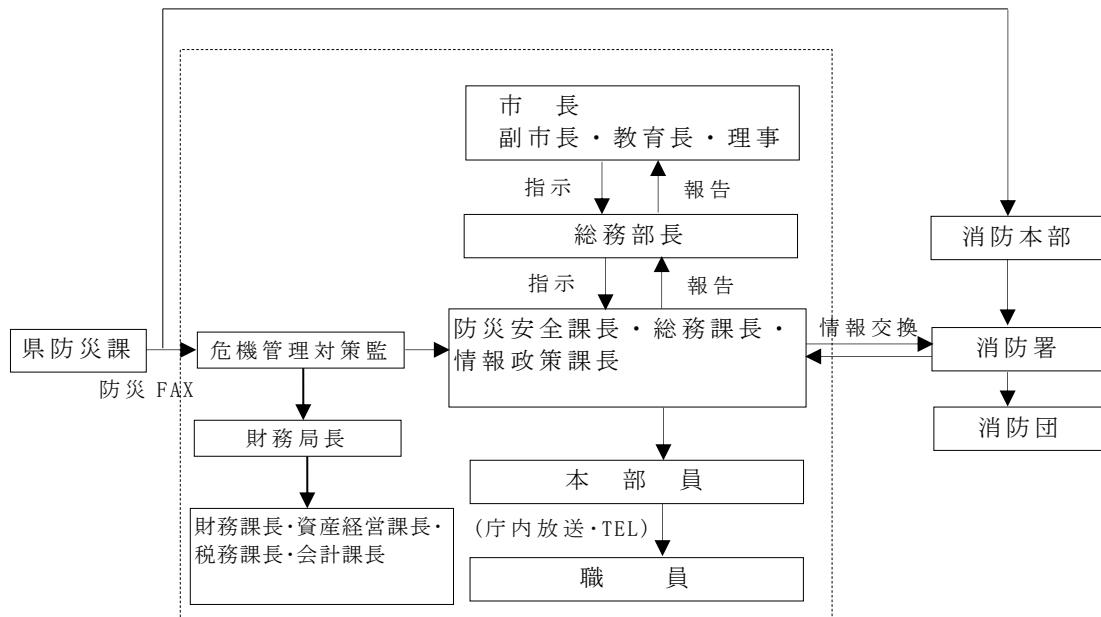
注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)を知り得た時	本部員、本部職員	
警戒宣言 (東海地震予知情報)	同上	警戒本部の設置

イ 参集場所は、各職場等とする。

(2) 職員は、地震予知情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、警戒宣言(東海地震予知情報)の発表を知り得たときは、命令を待つことなく自己の判断により定められた場所に参加するものとする。

〔参集指令伝達系統〕

勤務時間内



第2項 防災関係機関等協力体制

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

1 相互連携及び応援

防災関係機関等及び区長会・自主防災組織は、予め定めた組織及び連携経路によって相互に協力し、地震防災応急対策の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するうえで、他の機関の応援を求めが必要が生じた場合は、直接他の機関に対し、又は警戒本部に対し、応援の要請又はあせんに依頼し協力を得るものとする。

2 県等に対する応援要請

県及び近隣市町村等に対する応援要請の必要が生じた場合は、本計画に基づく基本的事項により、予め定められている方法により応援要請をするものとする。

3 自衛隊地震防災派遣

(1) 市地震災害警戒本部は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の応援の必要があると認めるときは、県警戒本部長に対し、自衛隊の地震防災派遣要請を次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 派遣を必要とする事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入れ体制については、地域防災計画風水害等対策編に準ずる。

4 他機関に対する応援要請

他自治体、消防機関等の支援を必要とする場合には迅速に応援体制の確立及び災害派遣の要請を行う。

市が締結している応援協定は「資料編14 災害時応援協定一覧」のほか、次のとおりである。

・市町村間の協定

協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容
岐阜県広域消防相互応援協定	平成3年3月11日	岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	大規模な地震や風水害、事故災害等

・上下水道機関間の協定

協定等の名称	締結・施行年月日	締結機関	協定内容
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	締結施行 平成20年2月7日	日本水道協会 中部支部・愛知県支部・三重県支部・静岡県支部・岐阜県支部・福井県支部・石川県支部・富山県支部・長野県支部・新潟県支部	応急給水・応急復旧・応急復旧用資機材の提供・工事業者の斡旋・その他特に要請した事項
岐阜県水道災害相互応援協定	締結施行 平成9年4月1日	県内の水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者	応急給水・応急復旧・給水用資機材、応急復旧用資機材等の貸与又

			は提供
災害時における応急復旧の応援に関する協定	締結施行 平成15年1月24日	岐阜県・岐阜県管設備工業協同組合	応急復旧作業
岐阜県下水道施設災害時の応援に関するルール	締結施行 平成15年11月1日	県内全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に関する情報収集と調査 ・応援資機材等の確保・提供 ・中部ブロック応援本部との連絡調整 ・応援資機材の搬送等の手配 ・その他応援に必要な事項

5 NPO・ボランティア等

(1) 受け入れ体制

地震発生時におけるNPO・ボランティア等の受け入れ業務は、中津川市社会福祉協議会の協力のもとに行うものとし、受け入れ時には所定の登録申込書により受け、NPO・ボランティア等の把握に努めるものとする。

(2) 活動内容

災害発生時におけるNPO・ボランティア等の活動内容は、次のとおりとする。

- ア 医療救護・介護事務
- イ 避難所における援助業務及び生活環境の保持
- ウ 支援物資の受け入れ・保管業務
- エ 支援物資の仕分け・配達業務
- オ その他被災者ニーズで必要と認める業務

第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

第1項 情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するうえにおいて、情報収集及び伝達は基本的かつ最も重要な事項であり、市は防災関係機関及び居住者等に対し、正確かつ迅速な地震予知情報等の周知並びに居住者等に対する緊急広報を実施する。また、防災関係機関の活動状況等を総合的に把握し、情報の収集、伝達に万全を期する。

1 東海地震注意情報の伝達

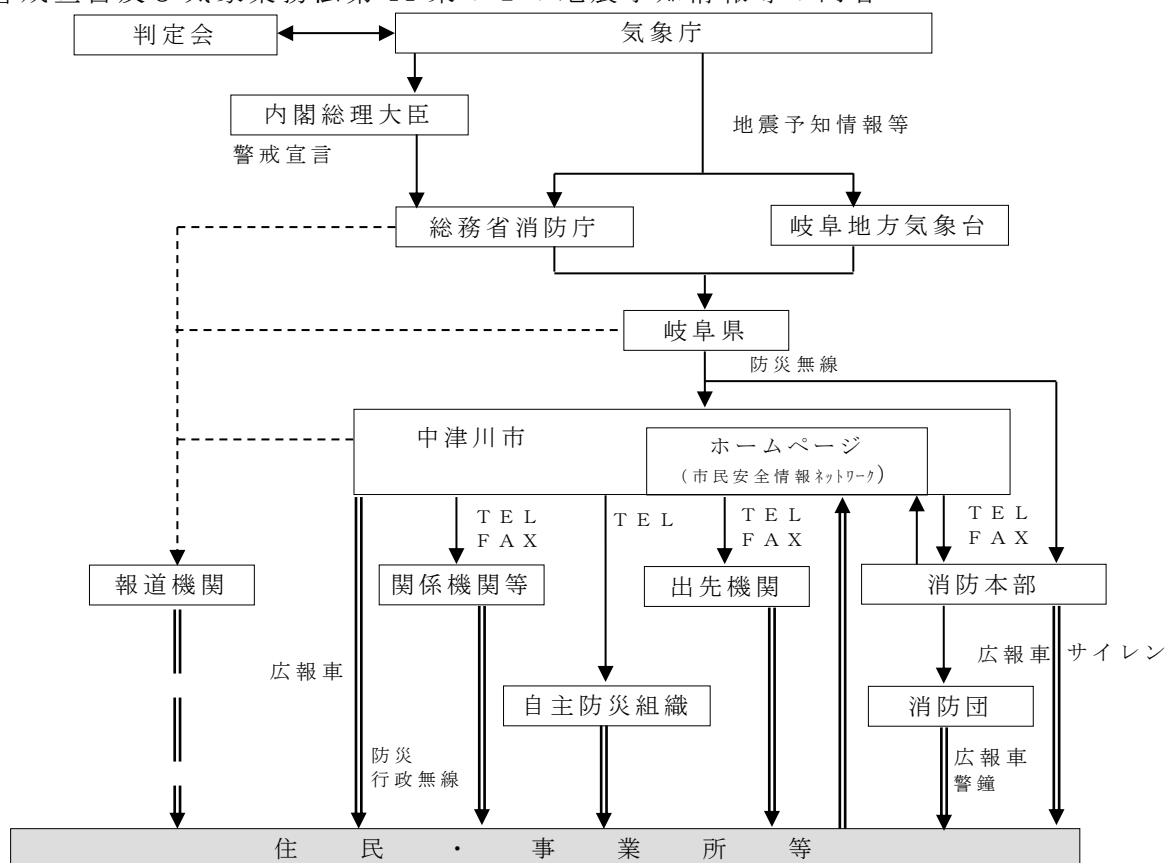
東海地震注意情報が発表された場合、各防災関係機関への伝達及び居住者等に対する伝達は、テレビ及び市民安全情報ネットワーク・ホームページ・防災行政無線、電話・広報車等により伝達するものとする。

2 東海地震予知情報等の伝達

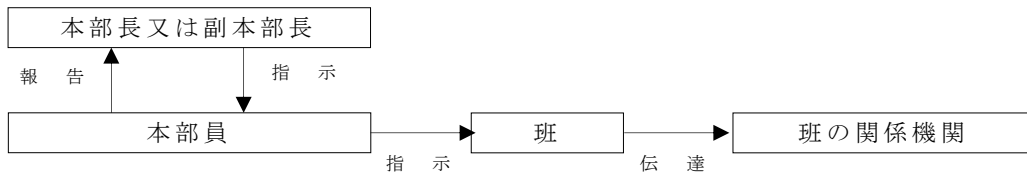
(1) 防災関係機関等相互間

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた旨の報道後は、一般加入電話の輻輳又は通信の規制が行われる可能性が高いため、可能な限り一般加入電話以外の防災行政無線及び専用回線等の手段により防災関係機関等に情報の伝達を行うものとする。

ア 警戒宣言及び気象業務法第11条の2の地震予知情報等の内容



イ 関係機関等への地震予知情報等の伝達系統



(2) 内部組織への伝達

地震予知情報等の機関内部への伝達は、可能な限り一般公衆電話以外の手段によるものとし、市民安全情報ネットワーク等によって行う。なお、各機関においてもその実情に応じて、あらかじめ定めた伝達方法により実施するものとする。

(3) 居住者等への伝達

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、防災行政無線、サイレン、市民安全情報ネットワーク及び広報車等により、また公共放送機関はテレビ等により居住者等に伝達するものとする。この場合、警戒宣言の性格上居住者等がとるべき行動は、直ちに警戒体制をとり、火気の使用と自動車の運転の自粛、避難と消火の準備をし、市及び防災関係機関等の指示に従って行動するよう併せて伝達するものとする。

なお、警戒宣言が発せられた旨を伝達する地震防災信号は、次のとおりとする。

(注) サイレン ●——● 吹鳴時間は約 45 秒間とし、約 15 秒後に再び吹鳴する。なお、サイレンは必要に応じて適宜吹鳴するものとする。

3 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発出（東海地震予知情報発表）時の広報

(1) 広報の内容

広報の内容は、次のとおり居住者等に密接に関係のある事項とし、居住者等の精神的な安定を図りかつ混乱防止に重点をおき、正確に理解できる容易な表現を用いて反復継続して実施するものとする。

ア 東海地震注意情報の発表時

- (ア) 東海地震注意情報の主旨及び内容
- (イ) 居住者等がとるべき行動
- (ウ) 東海地震予知情報発表（警戒宣言発出）時にとるべき行動及びその準備

イ 警戒宣言発出（東海地震予知情報発表）時

- (ア) 警戒宣言（東海地震予知情報）の内容
- (イ) 避難対象地区への避難指示
- (ウ) 居住者等がとるべき行動
- (エ) 交通規制の実施状況
- (オ) その他状況に応じて居住者等に周知すべき事項

(2) 広報の方法等

広報の方法は、おおむね次によるものとし、迅速かつ正確に伝達するものとする。

ア 中津川市

居住者等がとるべき事項等の広報は、防災行政無線、市民安全情報ネットワーク、

広報車等により実施し、自主防災組織による伝達経路及び掲示板等を有効に利用するなど、できるだけ多くの手段により実施するものとする。また、公共放送機関の協力については、県からの依頼により実施することを基本とするが、市も必要に応じてあらかじめ公共放送機関と協議し、実施については必要な情報を提供して協力を得るものとする。

イ 広報を必要とするその他の機関

広報を必要とする他の防災関係機関は、各機関の有する広報手段によって居住者等に対して広報を実施するものとする。

また、必要に応じて県及び市の広報手段を活用し、また公共放送機関の協力を得て実施するものとする。

4 避難状況等の報告

(1) 報告事項

各避難所の責任者等が、居住者等の避難状況及び地震防災応急対策に係る措置の実施状況について報告すべき項目及び主な内容は次のとおりとする。

項 目	主 な 内 容	備 考
1. 地震予知情報等の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達手段 ・開始時刻 ・終了時刻 	
2. 避難状況等 (1) 避難の指示 (2) 避難に伴う異常な事態の発生 (3) 避難の完了 (4) 避難者の介護 (5) 避難者の救護	<ul style="list-style-type: none"> ・地区名 ・対象人員 ・指示時刻 ・徹底の方法 ・発生時刻 ・場所 ・異常な事態の状況 ・応急事態時にとられた措置 ・必要と認める措置 ・異常な事態解消の見込み ・避難場所 ・避難人員 ・避難完了時刻 ・病人、妊産婦、寝たきり老人、乳児等、介護を必要とする者の人員 ・応急にとられた措置 ・必要と認める措置 ・食糧、飲料水、生活必需品供給の必要の有無 ・数量 ・応急にとられた措置 ・必要と認める措置 	避難の指示地区以外の地区についても報告すること。
3. 消防及び水利	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防用資機材の整備点検状況 ・消防水利の確保状況 ・消防職団員の配備状況 ・配備の完了時刻 	
4. 応急の救護を要する者の救護その他の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・応急の救護を要する者及び保護を要する者の人員 ・応急にとられた措置・必要と認める措置 	病院、社会福祉施設及び学校施設等について報告すること。
5. 施設及び設備の整備点検	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等に対する必要な措置の指示、要請、勧告の状況 ・その他主な事項 	
6. 緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送人員 ・車両の台数 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・主要輸送資機材 ・出発時刻 ・到着時刻 	
7. 物資の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫量の把握 ・調達体制の整備状況 	
8. 保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・医療班出動準備状況 ・清掃班出動準備状況 ・防疫班出動準備状況 	
9. 防災活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市地震防災警戒本部等の設置、その他の防災関係機関の設置場所及び時刻 ・必要な要員の参集状況 	その他の防災関係機関が設ける地震防災警戒本部に準ずる組織の設置等についても同様とする。
10. 飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・供給状況 ・配水池等の貯水量 ・応急復旧準備状況 ・応急給水準備状況 	

(注) 報告内容は、簡潔明瞭に要点を示すものとする。

(2) 防災関係機関の報告等

他の防災関係機関は、それぞれの機関系統により報告することとするが、地域の基本的地震防災応急対策を実施する市地震防災警戒本部は、実情を把握して速やかに対処する必要があるため、各防災関係機関と連携を密にすることが必要であり、市地震防災警戒本部に対しても報告的連絡をするものとする。

(3) 報告系統

報告系統は、次によるものとする。

情報の収集については、末端からの収集に重点をおき、自主防災組織及び居住者等の協力を得るため連絡を密にして収集するものとする。

県警戒本部等からの指示事項については、報告系統の逆経路で伝達するものとする。

(4) 報告の送受担当機関

県警戒本部に対する報告は、次によるものとする。

項 目	送信担当機関(市)	受信担当機関(県)	主な連絡手段
1. 地震予知情報等の伝達	防災安全班	危機管理部	県防災行政無線
2. 避難状況等	防災安全班	危機管理部	県防災行政無線
(1) 避難指示	防災安全班	警察部	警察電話
(2) 避難に伴う異常事態の発生	福祉班	健康福祉部	県防災行政無線
(3) 避難の完了	商工観光班	商工労働部	県防災行政無線
(4) 避難者の介護	農林班	農政部	
(5) 避難所の救護			
3. 消防及び水防			
(1) 消防	消防班	危機管理部	県防災行政無線
(2) 水防	用地管理班	県土整備部	
4. 応急の救護を要する者の救護、その他保護	福祉班	健康福祉部	県防災行政無線
5. 施設及び設備の点検	各関係班 その他防災関係機関	各関係部	県防災行政無線その他の無線又は一般加入電話
6. 緊急輸送	リニア都市整備班 各防災関係機関	各関係部	県防災行政無線一般加入電話
7. 物資の確保	福祉班 商工観光班 農林班	健康福祉部 商工労働部 農政部	県防災行政無線
8. 保健衛生	健康医療班	健康福祉部	県防災行政無線
9. 防災活動体制の整備	防災安全班	危機管理部	県防災行政無線

10. 飲料水供給	水道班 福祉班	都市建築部 健康福祉部	県防災行政無線
-----------	------------	----------------	---------

第2項 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

東海地震注意情報が発表されたときは、災害応急対策等に備えるため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 食糧等生活必需品、医薬品、救護資機材及び人員の配備
 - (1) 食糧等生活必需品及び人員の配備
 - ア 市が備蓄する非常用食糧等、生活必需品の保有量等を点検・確認し、払い戻し体制の確立を図る。
 - イ 市が供給協定を締結している関係団体・業界と連絡をとり、食糧等生活必需品の円滑な供給体制の確立を図る。
 - (2) 医薬品・救護資機材及び人員の配備
 - ア 市民病院、坂下診療所等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。
 - イ 関係機関・団体等に連絡をとり、医療救護活動に必要な人員及び医薬品・救護資機材等の数量の把握に努め、応急医療体制の確立を図る。
- 2 災害応急対策等に必要な資機材及び人材の配備
 - (1) 緊急輸送路確保用資機材及び人員の配備
 - ア 市は、緊急輸送路を確保するため、資機材・人員の配備等を行い応急復旧体制をとるものとする。
 - イ 県公安委員会（中津川警察署）は、居住者の避難の円滑化を図り、又は、緊急輸送路を確保するため、交通規制体制を確認するものとする。
 - ウ 東海旅客鉄道株式会社及び明知鉄道株式会社等は、応急復旧に備えるため、資機材・機器の所在と応急復旧体制を確認するものとする。
 - (2) 給水確保用資機材及び人員の配備

市は、給水確保のため、資機材・人員の配備等を行い応急復旧体制をとるものとする。また、関係業界等に連絡をとり、緊急体制を整えるものとする。
 - (3) 保健衛生活動に関する資機材及び人員の配備

市は、下水道機能確保、し尿処理、ごみ処理、感染症予防等のため、資機材・仮設トイレ及び人員の配備等を行い応急復旧体制をとるものとする。

また、関係業界等と連絡をとり、緊急体制を整えるものとする。
 - (4) 電力供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力パワーグリッド株式会社は、応急復旧に備えるため、車両・資機材の数量確認及び緊急確保に努め、応急復旧体制を確認するものとする。
 - (5) ガス供給用資機材及び人員の配備

各ガス株式会社は、応急復旧に備えるため、車両・資機材の数量確認及び緊急確保に努め、応急復旧体制を確認するものとする。
 - (6) 通信確保用資機材及び人員の配備
 - ア 市は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ市民安全情報

ネットワーク及び整備・確認を行うものとする。

イ 西日本電信電話株式会社は、応急復旧に備えるため、車両・資機材の数量確認及び緊急確保に努め、応急復旧体制を確認するものとする。

ウ アマチュア無線団体

(7) 道路、河川等の復旧及び仮設住宅等の資機材及び人員の配備

市は、道路、河川等の応急復旧及び仮設住宅を確保するため、資機材・人員の配備等を行い応急復旧体制をとるものとする。

(8) 部隊の派遣・受入れの準備

市は、東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合に、派遣される部隊の受入れ準備の確認を行う。

第3項 避難対策

警戒宣言（東海地震予知情報）発せられた場合、避難指示等の対象となるべき急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、ため池下流側に位置する危険地域等（以下「避難対象地区」という。）の居住者等の人命の安全を確保するため、市、警察、各防災関係機関及び自主防災組織が相互に連携をとり、居住者等を安全な場所に避難させるため、避難対象地域、避難の指示、避難誘導及び避難場所等について、その対策方法をあらかじめ定めるものとする。

1 避難対策

（1）市が行う避難対策

市は地震による大被害が予想される地域等の範囲をあらかじめ避難指示の対象地区として定め、居住者等に対する全体的な周知については、中津川市ハザードマップ及び広報紙の全世帯配布等により実施し、地域における細部的な周知については、自主防災組織を通じて避難場所及び避難経路を確認していただく等、周知徹底を図るものとする。

また、県、警察及び各防災関係機関に対しても報告及び連絡をすると共に、各防災関係機関においても予めその対策等を講じていただくよう要請するものとする。

（2）避難の実施

ア 避難の指示等

警戒宣言（東海地震予知情報）発せられた場合、避難対象地区の居住者等に対し生命又は身体を保護するために必要があると認めるときは、その者に対し速やかに避難の指示を行うものとする。

また、老朽木造住宅等、倒壊の恐れのある建物に居住する者であって、避難させる必要があると認めるときは、避難の指示等を行うものとする。

イ 避難の周知徹底

避難の周知徹底については、あらかじめ避難対象地区等の居住者等に対し自主防災組織等により周知を図るものとし、併せて避難所を明確にしておくものとする。

避難の指示等については、市民安全情報ネットワーク、防災行政無線により実施するものとし、必要に応じては広報車等により周知するものとする。なお、避難に係る周知事項はおおむね次の事項によるものとする。

（ア）避難の指示及び避難誘導者（機関）

（イ）避難場所及び経路

（ウ）地震予知情報等

（エ）避難にあたっての留意事項

ウ 避難誘導

避難対象地区の居住者に対し、避難の指示をした場合、又は必要と認められるときには迅速に次の要領により避難の誘導を行うものとする。

（ア）誘導

避難誘導者は、避難指示がなされた時、指示者からの通知を受けた場合は直ちに避難者の誘導にあたるものとする。

また、市地震災害警戒本部長は必要に応じて中津川警察署に応援要請を行うものとする。なお、避難誘導にあたっては、次のことに留意するものとする。

- a 着衣等については身体の安全が十分守られるものとし、身体保護のため安全帽子等と靴を着用することとする。
- b 非常時における所持品（携帯品）はできるだけ最小限にとどめ、自力で所持できかつ避難時において障害にならない程度のものとする。
- c 集団で避難をする場合においては誘導者を先頭と最後尾に配置し、集団の規模又は危険度が高い場合には、必要に応じて誘導者或いは補助者を適宜配置して避難の安全を図るものとする。
- d 集団避難における誘導者は、人員の掌握に努めると共に脱落者を防ぐために適当な隊列を編成し、避難行動要支援者（幼児・高齢者・障がい者等）は中央の安全な場所に位置させ、集団の確保と身体の保全を図ると共に、避難者等の把握及び連絡については自主防災組織が主となって行うものとする。

（イ）移送

避難時において、病人及び高齢者等で自力又は家族等の助力によっても避難することが出来ない者については、必要に応じて職員と患者輸送車等を派遣するものとする。また、患者輸送の方法については、当該自主防災組織が主体となって実施するものとするが、市地震災害警戒本部は最大限協力するものとする。

なお、警察、消防及び医療機関等における安全な移送対策を実施するため、自主防災組織の強力を得て実施するものとする。

エ 避難後の措置

避難のために家屋を空けるときは、盗難予防或いは財産の保全のため戸締り施錠を厳重にし、災害に応じた家財等の保全措置を行うと共に、極力壮成年者が付近の安全なところに留まって予想される災害の程度に応じ、財産の保全に万全を期すものとする。特に火気については厳重に注意をし、消火を確認すること。なお、避難地区の警備については警察官によることとするが、自主防災組織の活動の一環とした保全対策も図ることとする。

（3）避難所及び避難地

予想される地震災害に備え、あらかじめ避難所及び避難地を指定する。

なお、市地震災害警戒本部は予想される被害及びため池決壊等に係る避難対象地区の状況を判断し、必要に応じて指定避難所等を開設するものとする。

（4）避難路等の対策

ア 避難路及び避難経路については各地域で定めるものとし、避難路については地域避難施設や指定避難所等までの主要な道路等で比較的幅員の広い道路とする。

また、市街地等家屋密集地区については必要に応じて整備を図るものとする。

なお、この道路については道路標識、広告用看板、ブロック塀等の落下転倒防止を講ずるものとする。

避難経路については必要に応じて各所に避難道路標識等を設置し、居住者等が迷

わず安全に避難ができるようにするものとする。

イ 避難路及び避難経路については、あらかじめ自主防災組織等を通じ広報なかつがわ等によって居住者等に周知徹底を図ると共に、警察及び各防災関係機関に対して連絡をするものとする。

(5) 避難所等の開設及び収容

警戒宣言（東海地震予知情報）発せられた場合、がけ地崩壊危険地域等に係る避難対象地区の居住者に対し避難の指示がなされたとき、市地震災害警戒本部は速やかに指定避難所等を開設し、これに係る居住者等の収容を図るものとする。

ア 開設等

避難所等の開設にあたっては、避難施設の状況に応じて収容保護に必要な資機材の確保と配備を行うものとし、必要に応じて仮設便所の設置等を行うものとする。

また、避難所の開設その他収容保護等に必要な労力は、収容者の奉仕によるものとするが、労力が不足する場合は必要に応じて自主防災組織等の奉仕によるものとする。

避難地及び避難所については生活環境等に留意するものとする。

イ 収容等

(ア) 避難所等には、おおむね次の者を収容するものとする。

- a 避難対象地区の避難指示を受けた居住者
- b 各家庭等で保護が不可能な避難行動要支援者
- c 顧客等で関係機関等から要請又は依頼が有り、地震災害警戒本部長が保護の必要が有ると認めた者
- d その他地震災害警戒本部長が保護が必要と認めた者

(イ) 収容にあたっては避難者の人心に可能な限り配慮すると共に、不安を解消するため情報等の提供に努めるものとする。

(6) 避難者の救護

避難者に対し必要に応じて避難生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等を供給するものとする。なお、避難者は少なくとも3日程度の必要な物資を自給目参するものとする。また、避難を必要としない居住者等に対しても、非常時に必要な物資を1週間分保有するよう指導するものとする。なお、避難者は避難所において互いに助け合い、また協力し合って避難所生活を営むものとする。

(7) 避難者等の応急救護

避難者等の内病人等応急救護を必要とする者に対し、応急救護所を開設し応急救護にあたるものとする。

ア 応急救護所

応急救護所は、健康福祉会館内に設置するものとする。また、必要に応じて避難所・診療所・各地域事務所にも設置し、恵那医師会等の協力を得るものとする。

なお、応急救護所を設置した場合は、立て看板等を設置する等、応急救護所の所在を明確にし、県・警察・関係防災機関に対して速やかに連絡するものとする。

イ 応急救護

避難者等のうち応急救護を必要とする者については、応急救護所において医師会等の協力を得て応急救護にあたるものとする。なお、応急救護所で治療不可能な者については、中津川市民病院及び他の医療機関に移送して治療を行うものとする。

(8) 自主防災組織による避難活動

避難あたっては多数の住民等が団体行動をするため、居住者等の実情に即した対応が求められ、世帯・人員の把握・避難行動要支援者の保護・避難指示、情報伝達の周知徹底・避難時における携行品の周知・避難所等への誘導及び収容の補助・防火防犯措置の徹底について組織的に活動を図るものとする。なお、避難活動については市・警察等の指示に従うと共に関係防災機関に協力し、併せて沈着冷静に行動するものとする。

(9) 教育及び社会福祉施設の避難対策

教育及び社会福祉施設の避難対策については、本計画に準じて実施するものとするが、施設や地域の実情に応じた対策を応急計画に具体的に明示するものとする。

ア 教育施設の避難

(ア) 幼稚園

幼児の避難については、警戒宣言が発せられた場合直ちに教育活動を中止して保護活動を実施するものとする。基本的には保護者に引き継ぐものとするが、不可能な幼児においては幼稚園において保護するか、教諭が自宅等に送り届けるものとする。

なお、これらの方法については予め保護者の意見を聞いた上で、実態に即した方法を講ずるものとするが、必要に応じては指定避難所等を利用して保護するものとする。

登園中の園児については、当該幼稚園に到着次第上記と同様に取り扱うものとし、下園中の幼児については、日頃から速やかに帰宅するよう教育するものとする。

また、各幼稚園において名簿等を作成し、上記の措置が完了した時点で確認した上で必要な事項を記録するものとする。

(イ) 小学校

児童の避難については、警戒宣言が発せられた場合直ちに教育活動を中止して保護活動を実施するものとする。基本的には予め定めてある避難経路により地域別に集団下校させるものとし、この場合教諭が必ず付き添うこととするが、予め保護者の意見を聞いた上で実態に即した方法を講ずるものとする。また、必要に応じて指定避難所等を利用して保護するものとする。

登校中の児童については、情報を知り得たところから帰宅するものとするが、各自の判断となるので情報確認が不確実の場合は一旦登校し、学校の避難対策と同様に取扱うものとし、下校中の児童については、日頃から速やかに帰宅するよう教育するものとする。また、各小学校において保護を必要とした児童がいた場合には、名簿等を作成の上保護者に引継が完了した時点で確認し、必要な事項を記録するものとする。

(ウ) 中学校

生徒の避難については、警戒宣言が発せられた場合には直ちに教育活動を中止し、生徒の保護活動を実施するものとする。基本的には予め定めてある避難経路により地域別に集団下校させるものとし、この場合必要に応じて教諭が付き添うこととするが、予め保護者の意見を聞いた上で実態に即した方法を講ずるものとする。

また、必要に応じて指定避難所等を利用して保護するものとする。

登校中の生徒については、情報を知り得たところから帰宅するものとするが、各自の判断となるので情報確認が不確実の場合は一旦登校し、学校の避難対策と同様に取り扱うものとし、下校中の生徒については、日頃から速やかに帰宅するよう教育するものとする。なお、自転車通学の生徒については、乗車しないよう指導するものとする。

(エ) 高等学校

生徒の避難については、警戒宣言が発せられた場合には直ちに教育活動を中止し、生徒の保護活動を行うものとする。基本的には避難経路により帰宅させることとするが、生徒が周辺市町村へと広範囲に渡るため、これらの方法については予め保護者の意見を聞いた上で、実態に即した保護の方法を講ずるものとする。また、必要に応じて指定避難所等を利用して保護するものとする。登校中にある生徒については、情報を知り得たところから帰宅するものとし、下校中の生徒については速やかに自宅へ帰宅するものとする。学校において保護を必要とした生徒は名簿等を作成し、その措置について必要な事項を記録するものとする。通学のために公共交通機関を利用している生徒については、利用中に警戒宣言が発せられた場合はその機関の指示に従うものとする。また、自転車等を利用している生徒については、乗車しないよう指導するものとする。

イ 社会福祉施設の避難

(ア) 保育所（保育園）

入所児童（園児）の避難については、警戒宣言が発せられた場合には直ちに保育活動を中止し、入所児童（園児）の保護活動を実施するものとする。基本的には保護者に引き継ぐものとするが、引継不可能な入所児童（園児）については保育所（保育園）において保護するか、保育士が送り届けるものとする。なお、これらの方法については、予め保護者の意見を聞いた上で、実態に即した保護の方法を講ずるものとする。また、必要に応じて指定避難所等を利用して保護するものとする。登園中の入所児童（園児）については、当該保育所（保育園）に到着次第保育所（保育園）の避難対策と同様に取り扱うものとし、下園中の入所児童（園児）については日頃から速やかに帰宅するよう指導をするものとする。保育所（保育園）において名簿等を作成し、保護者等に引継が完了した時点で確認し、その他必要な事項を記録するものとする。

(イ) 発達支援センター

警戒宣言が発せられた場合は直ちに訓練活動を中止し、保護者と帰宅させるものとする。

(10) 市民病院の避難対策

入院患者の避難対策については、病院内での落下物及び建物の倒壊等危険の無い場所を設定して保護するものとする。ただし、患者等の意志により自宅等へ避難する場合は、安全に退避するよう指導すると共に必要に応じては保護者等、家族に引き継ぐものとする。入院患者のうち重症患者については、病院内で十分な安全を確保する。

通院患者及び付き添い者又は見舞い客等については、極力自己の責任において退避するものとし、必要に応じて入院患者と同様に保護するものとする。なお、避難にあたっては必要に応じて指定避難所等を利用して保護するものとする。

また、治療不可能な患者については、必要に応じ指定地域外で収容可能な病院に移送して治療が受けられるようあらかじめ関係機関と協議し、準備体制を図るものとする。

(11) 帰宅困難者、滞留旅客の安全対策

市は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように関係機関と協力するとともに、帰宅支援等、必要な支援を講ずるものとする。

市街地周辺で公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

(12) その他の機関等の避難対策

その他の機関等の避難対策については、本地震防災強化計画によるところとするが、基本的にはそれぞれの機関等で定めた避難誘導、避難所等の確保、保護、救護及び応急救護計画に基づいて講ずるものとする。また、機関によっては上位機関と支援方法等を予め定めて対策を講ずるものとする。なお、避難者等の行動についてもその状況に合わせた情報提供等に努め、十分な協力が得られるよう努めるものとする。

(13) 市は、あらかじめ関係機関・事業者等と協議して、外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

第4項 消防・水防対策

消防機関、水防管理団体及び水利関係団体は、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合は居住者等の生命・身体及び財産を保護し、発災後の被害の軽減と混乱防止等に備えた対策を講ずるものとする。

1 消防対策

(1) 消防機関は警戒宣言発出（東海地震予知情報発表）時、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

ア 火災発生の防止及び初期消火についての居住者等への広報

イ あらかじめ予想される火災危険地域について、部隊及び資機材の事前配備

ウ 地震予知情報等の収集、伝達及び周知体制の確立

エ 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保

オ 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示

カ 警戒巡視の実施

キ 自主防災組織等の防災活動に対する指導

ク その他必要な措置

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防地震防災警防計画に定めるところによる。

2 水防対策

水利施設の崩壊による災害を防除するため、その防災対策は水防計画によるところとするが、水防管理団体及び水利関係団体は警戒宣言が発せられた場合、当該施設の警戒・点検整備を実施するものとする。特に水防施設及び水利施設等の崩壊により、生命・財産等に危険が感じられる場合は、市地震災害警戒本部及び関係防災機関と連絡をとり、居住者等に対して避難の指示及び交通規制等の対策を講じ、関係者等への周知徹底を図るものとする。

3 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、東海地震注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第5項 警備対策

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の中津川警察署の対応は、居住者等の生命、身体、財産を保護し、地域における社会秩序を維持するため、警備に万全を期するものとする。

なお、具体的な対策は、岐阜県地域防災計画－地震対策計画第4章第8節警備対策に準ずる。

第6項 飲料水、電気、ガス、通信、放送関係

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と発災後の応急対策にかかる事前措置を実施する。

1 飲料水の措置

(1) 供給の継続

速やかに非常体制を確立し、水道の供給の継続をする。

(2) 緊急貯水の広報

防災行政無線、市民安全情報ネットワーク、広報車等を通じて、住民に対して飲料水の緊急貯水を呼びかける。

(3) 応急給水体制・応急復旧体制の確立

ア 応急給水施設の開設準備をする。

イ 給水車、ポリタンク等に充水し、出動に備える。

ウ 病院等、緊急利水を必要とする場所のリストを準備する。

エ 協定等を締結している水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

オ 発災による被害状況を把握できる体制をとる。

カ 自家発電設備の試運転、燃料等の確認及び補充を行う。

キ 取水施設、浄水場、排水場等の監視体制を強化する。

ク 応急復旧用資機材を確保する。

(4) 工事現場における措置

緊急を要しない施設等の工事は、安全措置を図り工事を中断する。

2 電気の措置

中部電力パワーグリッド(株)及び関西電力送配電(株)の両社は、地震防災応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

(1) 速やかに非常体制を確立し、電力の供給を継続する。

(2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、人員及び資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。

(3) 連絡体制の強化充実を図るため、特別管理職が携帯電話を保有し、初期応動体制の確立を図る。

(4) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。

(5) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

3 ガス関係の措置

各ガス関係機関は、地震防災応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

(1) 速やかに非常体制を確立し、警戒宣言時においてもガスの供給を継続する。

(2) 緊急を要しない施設等の工事は、安全措置を図り工事を中断する。

- (3) 点検が必要な設備については、巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、広報車等を通じて警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全措置について、広報を行う。

4 通信関係の措置

西日本電信電話株式会社及び各携帯電話会社は、地震防災応急対策として次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者の利便の関する次の事項について、ラジオ・テレビ等を通じて広報を行う。
 - ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
 - イ 災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法
 - ウ その他必要とする事項
- (2) 地震予知情報等あるいは地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法、契約約款等の定めるところにより、強化地域内の防災関係機関における地震防災応急対策の実施上の重要な通信を確保するため、利用制限等、臨機の措置をとる。
- (3) 災害用伝言ダイヤルを提供する。
- (4) 警戒宣言時、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。
- (5) 緊急を要しない施設等の工事は、安全措置を図り工事を中断する。

5 放送関係

- (1) 日本放送協会岐阜放送局は、地震予知情報等の放送にあたって、社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確かつ迅速な情報の提供に努め、緊急警戒放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処する。なお、放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うように努める。
- (2) 上記以外の民間放送機関についても、上記協会に準ずるものとする。

第7項 交通対策

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、人命の安全、交通の混乱等を防止するため、一般道路及び高速道路等における交通規制、鉄道における運行制限を定めるものとする。

1 道路危険箇所への車両の通行禁止

道路管理者は、当該管理道路の点検を行う共に危険箇所の把握に努め、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合における車両の通行禁止及び迂回情報等を標識又は案内看板等により表示するものとする。

中津川警察署は、道路管理者から当該道路における危険箇所の通行禁止等の措置を講ずる旨の連絡を受けた場合、これに協力するものとする。なお、規制方法については予め道路管理者等と協議し、最も有効な方法を講ずるものとする。

2 車両の交通規制

（1）緊急輸送道路の確保と規制

県警察及び中津川警察署は、緊急輸送道路の内国道19号・中央自動車道について優先的に確保するものとする。なお、その他の緊急輸送道路については必要に応じて交通規制を行うものとする。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（2）一般道路

一般道路における車両の通行制限は、次によるものとする。

ア 中津川市における車両の走行については、緊急輸送車両以外は抑制するものとする。

イ 中津川市への車両の流入は原則として制限するものとし、制限にかかる規制個所の国道19号については恵那市境と長野県境とする。また、その他の道路については、道路管理者及び関係機関との協議のうえ交通規制をするものとする。

ウ 中津川市からの車両の流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

（3）中央自動車道

警戒宣言が発せられた場合、中央自動車道における車両通行制限は次によるものとする。

ア 中津川インターチェンジは閉鎖するものとする。

イ 走行中の車両は、中津川インターチェンジ以外の最寄のインターチェンジで流出させるものとする。

（4）運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

(ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は使用しないこと。

3 鉄道の運行制限

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、東海旅客鉄道株式会社及び明知鉄道の運行制限については次によるものとし、滞留旅客等については原則として列車内又は駅舎内で収容するものとする。

(1) 東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は、次によるものとする。

ア 強化地域：中央本線（恵那～南木曾）

- | | |
|---------------|---|
| 東海地震注意情報発表時 | ・旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域への進入を禁止する。 |
| 警戒宣言発出時 | ・旅客列車の強化地域内への進入を禁止する。 |
| （東海地震予知情報発表時） | ・強化地域内を進行中の列車は、安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
・貨物列車は強化地域内への進入禁止を継続する。 |

イ 周辺地域：中央本線（勝川～恵那、南木曾～塩尻）

- | | |
|---------------|---|
| 東海地震注意情報発表時 | ・旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域内への進入を禁止する。 |
| 警戒宣言発出時 | ・旅客列車は勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。 |
| （東海地震予知情報発表時） | ・折り返し可能な駅間（南木曾～塩尻）の運転を定められた運転速度により可能な限り確保する。
・長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域への進入禁止を継続する。
・貨物列車は強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は運転状況等を勘案し可能な範囲で定められた速度で運転する。 |

(2) 指定した境界駅から中津川市内への連行規制

ア 中央本線恵那駅、南木曾駅で停車

イ 明知鉄道恵那駅、岩村駅で停車

(3) 中津川市内を運行中の規制

ア 中央本線 列車の位置により最寄の駅に停止させるか、安全な速度で運転して中津川市域外へ脱出させることとする。

イ 明知鉄道 安全な速度で運転し、中津川市域外へ脱出させることとする。

なお、運行規制に伴う情報の提供に努め、滞留客等に周知徹底を図るものとする。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転の計画を案内する。

4 路線バス・タクシー

路線バス・タクシー事業所は、乗客等の安全を確保するため、原則として次の措置を講ずるものとする。

(1) 運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される危険箇所、避難場所等についてあらかじめ調査し、教育・訓練等により社員に周知徹底する。

(2) 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた時における情報の収集・伝達経路について、あらかじめ定める。

特に乗務員等はラジオ・サイレン・標識等による情報収集に努める。

(3) 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた情報を入手した乗務員等は、速やかに車両の運転を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、乗客に対し避難場所を教示する。

(4) 乗客を降ろした後、車両は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所へ退避する。

第8項 緊急輸送

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

1 緊急輸送対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震防災応急対策業務に従事する者
- (2) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (3) 医薬品、救護資機材等
- (4) 救援物資等
- (5) 地震防災応急対策用資機材
- (6) その他警戒本部長が、必要と認めた人員及び物資、機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、必要最小限で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合が生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、緊急輸送の実施にあたり具体的な調整は、国の地震災害警戒本部、県地震災害警戒本部及び市地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において調整を行うものとする。

3 緊急輸送路

【参照】資料編 5-3 緊急輸送道路一覧

4 緊急輸送車両の確保等

- (1) 市及び関係機関は、地震防災応急対策及び発災後の緊急輸送等に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等を、あらかじめ定めておくものとする。

- (2) 市は、輸送手段の確保について、県に要請することができる。

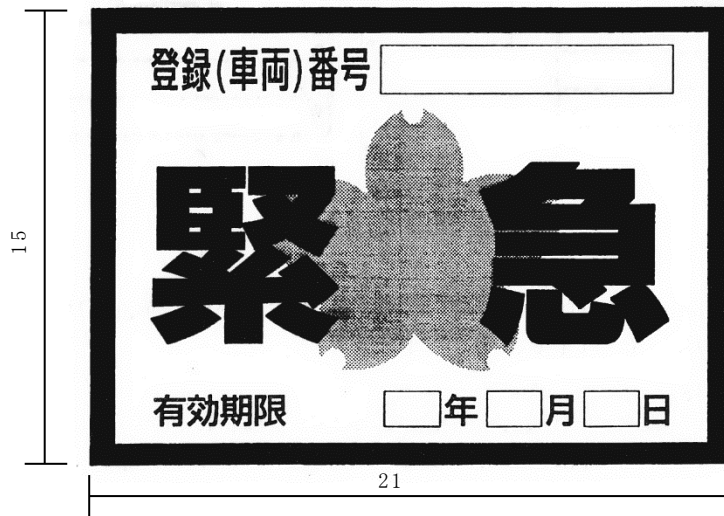
5 緊急輸送車両の確認等

- (1) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

- (2) 緊急輸送を行う車両を保有する関係機関等は、県公安委員会へ緊急輸送車両の事前申請を行うものとし、緊急やむを得ない場合は交通検問所に申し出るものとする。

緊急輸送車両の標章の様式は次による。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並び年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第9項 市が管理又は運営する施設に関する対策

東海地震注意情報が発表された時、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設及び地震応急対策上重要な建物等に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

1 道路

道路の被害は、路面の亀裂・損傷、法面の崩壊、橋梁等道路構造物の損壊等が予想される。

市は、東海地震注意情報が発表された時、次のとおり所管道路における管理上の措置を講ずる。

- (1) 道路の緊急点検及び巡視を実施して、交通状況、工事箇所、通行止め箇所等の状況を把握する。
- (2) 道路工事、占用工事等道路における工事は、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 緊急輸送路の応急復旧について、関係者・団体に連絡・確認を行う。
- (4) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (5) 県、県公安委員会その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

2 河川

市は、東海地震注意情報が発表された時は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して、護岸、水門及び樋門等の状況、工事の中断等の措置を講ずるものとする。

3 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 東海地震注意情報が発表された時

施設の利用者、来場者等に東海地震注意情報が発表されたこと及びその意味について正確・簡潔に伝え、併せて警戒宣言時における公共交通機関の停止等についても周知を図り、早期の帰宅又は強化地域外への移動を促す。

主に市民が利用する施設（社会教育施設、社会福祉施設、学校等）は原則休館し、利用者の帰宅を促進する。

これらの場合、利用者が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

イ 警戒宣言発出（東海地震予知情報発表）時

(ア) 警戒宣言（東海地震予知情報）の伝達

施設の利用者、来場者等に警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられたことを正確・簡潔に伝える。

この場合、利用者、来場者等が混乱状態に陥らないよう十分配慮する。

(イ) 退避等の措置

原則として休館する施設の利用者、来場者等に対して、安全に整然と退避するよう誘導する。

(ウ) 保安のための措置

施設の利用者、来場者等の退避誘導が終わったあと、ただちに施設の点検を行い、必要な箇所の地震防災応急措置を行うほか、コンピューターシステム等重要な資機材の点検、転倒・落下防止、火災予防措置等を行う。(実施可能なものは、東海地震注意情報が発表された時に実施する。以下同じ。)

(エ) 火気の使用抑制

火気の使用を中止し、又は制限する。やむを得ず火気を使用する場合は、発災時の火災防止に万全を期する。

(オ) 緊急貯水

配水池・受水槽等へ緊急貯水を行う。

(カ) その他の措置

- a 自家用発電機を点検して、作動できる状態にする。
- b 消防用設備等を点検して、作動できる状態にする。
- c 駐車車両を整理して、緊急用車両の通行を確保する。

(2) 個別事項

ア 東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言発出(東海地震予知情報発表)時における具体的な措置は、施設ごとに定める。

この場合、職員の安全に十分配慮した上で、緊急点検及び巡視の実施箇所・実施体制を明確に定める。

イ 原則として、市の施設等の東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言発出(東海地震予知情報発表)時における対応は、次のとおりとする。

区 分	東海地震注意情報が発表された時	警戒宣言発出時
主に市民が利用する施設	原則休館	休館
その他の施設	可能な範囲で継続	・やむを得ない業務は継続 ・その他の業務は中止

4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 警戒本部が置かれる庁舎等の管理者は、3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等、通信手段の確保
- ウ 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この強化計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる施設の管理者は、開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき公共建造物の整備計画

東海地震における災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災応急対策又は災害応急対策を実施するうえで必要な避難所、避難路及び消防用施設を地震防災上緊急に整備すべき事業並びに関連事業については次に掲げるものとする。

1 避難地等

(1) 避難地

警戒宣言時がけ地崩壊危険地域の住民等を安全な空き地等に避難収容し、また、発災後市街地等の延焼火災による避難者を収容するため、既設の公園やグラウンドをもって避難地に充てるほか、必要に応じて防災公園、近隣の公園、児童公園等の整備拡充を図るものとする。

(2) 避難路

ア 警戒宣言時及び発災時に安全かつ迅速に避難するため、避難地に至るまでの道路を避難路として整備補修を図るものとする。

イ 国道、県道が避難路となる場合は、必要に応じて管理している関係機関に積極的に整備改良を要請するものとする。

2 消防用施設

(1) 消防用水利の増強

発災時における消火用水利の不足を想定し、市街地における貯水槽及び防火水槽の整備並びにプール水、自然水利等を消防水利として利用できるよう施設の整備促進を図るものとする。

(2) 可搬型小型動力ポンプの増強

発災時における同時多発火災に備え、消防団の可搬式小型動力ポンプの増強整備を図り、適正な配置に努めるものとする。

(3) 耐震性貯水槽及び消火器等の配備

発災時における消火活動対策として、耐震性の貯水槽を計画的に配備する。また、居住者等においても自宅等に消火器の積極的な配置に努めるものとする。

3 緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路は、警戒宣言時における物資等の緊急輸送の円滑化を図るための重要事項であるため、その整備については国、県等関係機関と十分協議し早急に整備を図るものとする。

(2) 緊急輸送路を確保するため、国道 363 号の拡幅整備について国及び県に対して引き続き要望していくものとする。

4 通信施設

(1) 警戒宣言時における一般公衆電話回線の幅湊及び発災時における通信回線の途絶に備えて、防災行政無線を有効活用していく。

(2) インターネットを活用した防災情報システムの導入・整備を行う。

5 教育施設及び社会福祉施設の耐震化について

警戒宣言時における地震防災応急対策及び発災時における災害応急対策上避難所として重要な施設である教育施設及び社会福祉施設の耐震化を図るものとする。

なお、該当建築物の耐震化にあたっては、事業計画を策定の上実施するものとする。

6 崖崩れ等防止対策

人命の保護及び道路の保全を図るため、土石流災害、地すべり災害、急傾斜地崩壊災害、老朽溜池決壊災害を防止するための整備を図るものとする。また、山地における災害危険箇所についても国、県に係る事業の整備については関係機関へ積極的に要請していくものとする。

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 山地に起因する災害危険箇所 | 復旧事業・予防事業（国・県） |
| (2) 急傾斜地崩壊災害危険箇所 | 急傾斜地崩壊対策事業（県） |
| (3) 土石流災害危険箇所 | 砂防事業（国・県） |
| (4) 地すべり災害危険箇所 | 地すべり対策事業（県） |
| (5) 老朽溜池決壊災害危険箇所 | 老朽溜池等整備事業（県） |

7 上下水道施設

災害応急対策上必要な水道施設の配水池、バイパス管、配水管路の耐震補強等及び緊急遮断弁の設置や継手の改良等を必要に応じて実施するものとする。また、下水道施設の耐震補強及び防災拠点を結ぶ重要管渠及び被災時に交通傷害につながる管渠の耐震化、仮設トイレをマンホールに直接接続できる構造変更等を必要に応じて実施するものとする。

8 防災資機材の整備等

自主防災会組織の育成及び発災時における防災活動の拠点施設となる地域のクラブ等の整備補助を行い、防災資機材の整備に努める。また、市における防災資機材の整備は、防災備蓄倉庫・各事務所・水防倉庫により備蓄物資整備計画に基づき実施するものとする。

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県及び市町村職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各部局、各課（室）、機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒に対する教育

- 4 防災上重要な施設管理者に対する教育
- 5 自動車運転者に対する教育
- 6 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第4章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 計画の目的

この計画は、南トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、官民等が一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第1章第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3項 南海トラフ地震防災対策推進地域

本市は、平成15年12月17日内閣府告示第288号で南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

市は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに中津川市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、中津川市災害対策本部に関する条例に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

本編第1章第1節「応急体制」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策（本編第1章第1節応急体制を準用）

本編第1章第1節「応急体制」に準ずる。

第2項 資機材・人員等の配備手配（本編第1章第1節応急体制を準用）

本編第1章第1節「応急体制」に準ずる。

第3項 他機関に関する応援要請（本編第1章第1節応急体制を準用）

本編第1章第1節「応急体制」に準ずる。

第4項 避難行動要支援者等に関する対策

市は、高齢者、障がい者、子ども、病人等、避難行動要支援者、外国人、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導等の必要な支援対策を講じるものとする。

第5項 帰宅困難者に関する対策

災害発生時、市街地周辺では、自力で帰宅することが困難となる人々の発生が想定される。そのため、安否確認の支援や、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等、帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

1 市民、事業所等の啓発

市は、市街地周辺で公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。また、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

2 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人や、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。JRが運行停止した場合には、にぎわいプラザを開設するなど、帰宅困難者の受け入れ態勢を充実させるものとする。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第6項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予測される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、国、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討するものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた市や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なとこにできるだけ近づかない <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員等の役割分担の確認 <p style="text-align: right;">など</p>

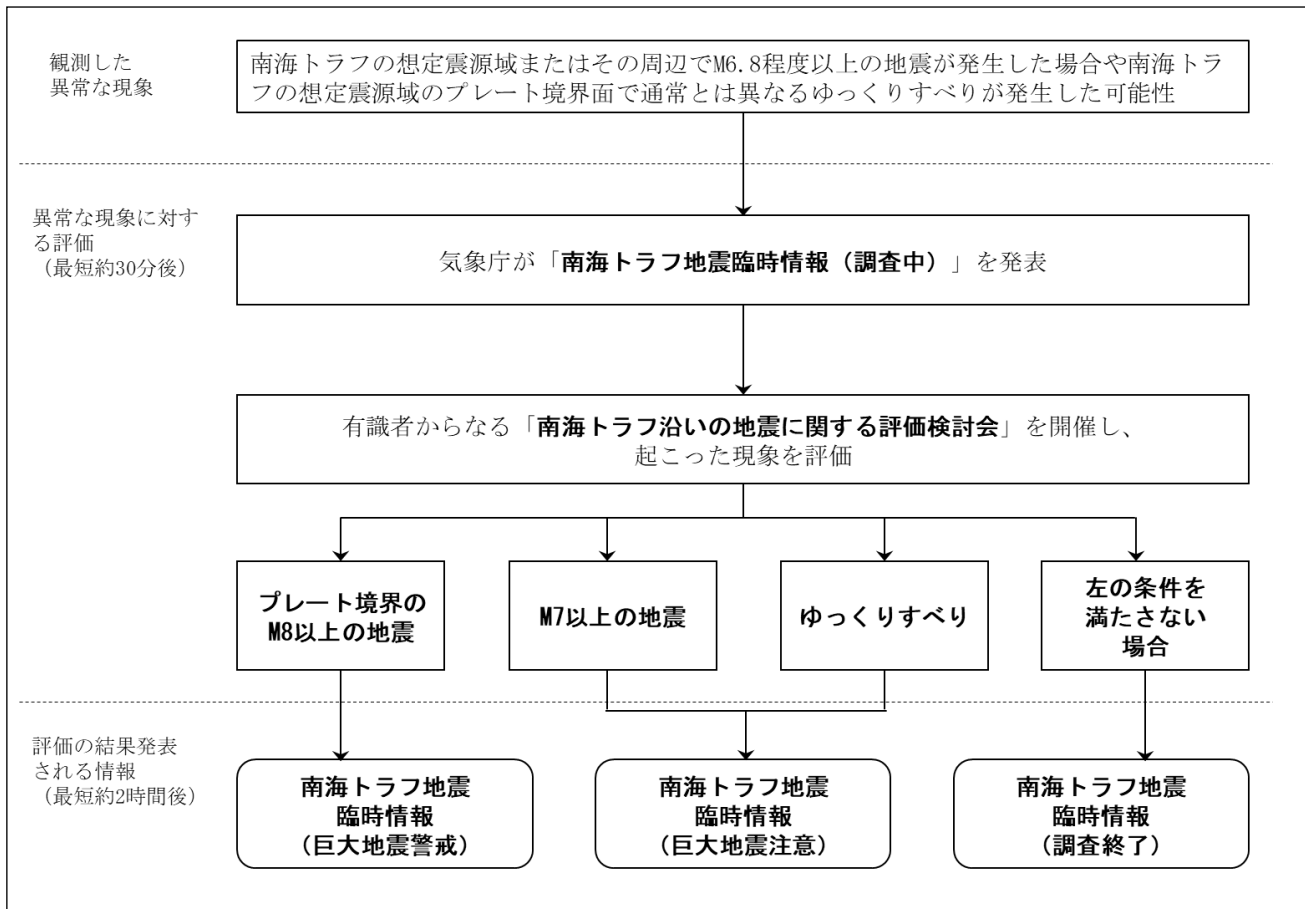
第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき期間

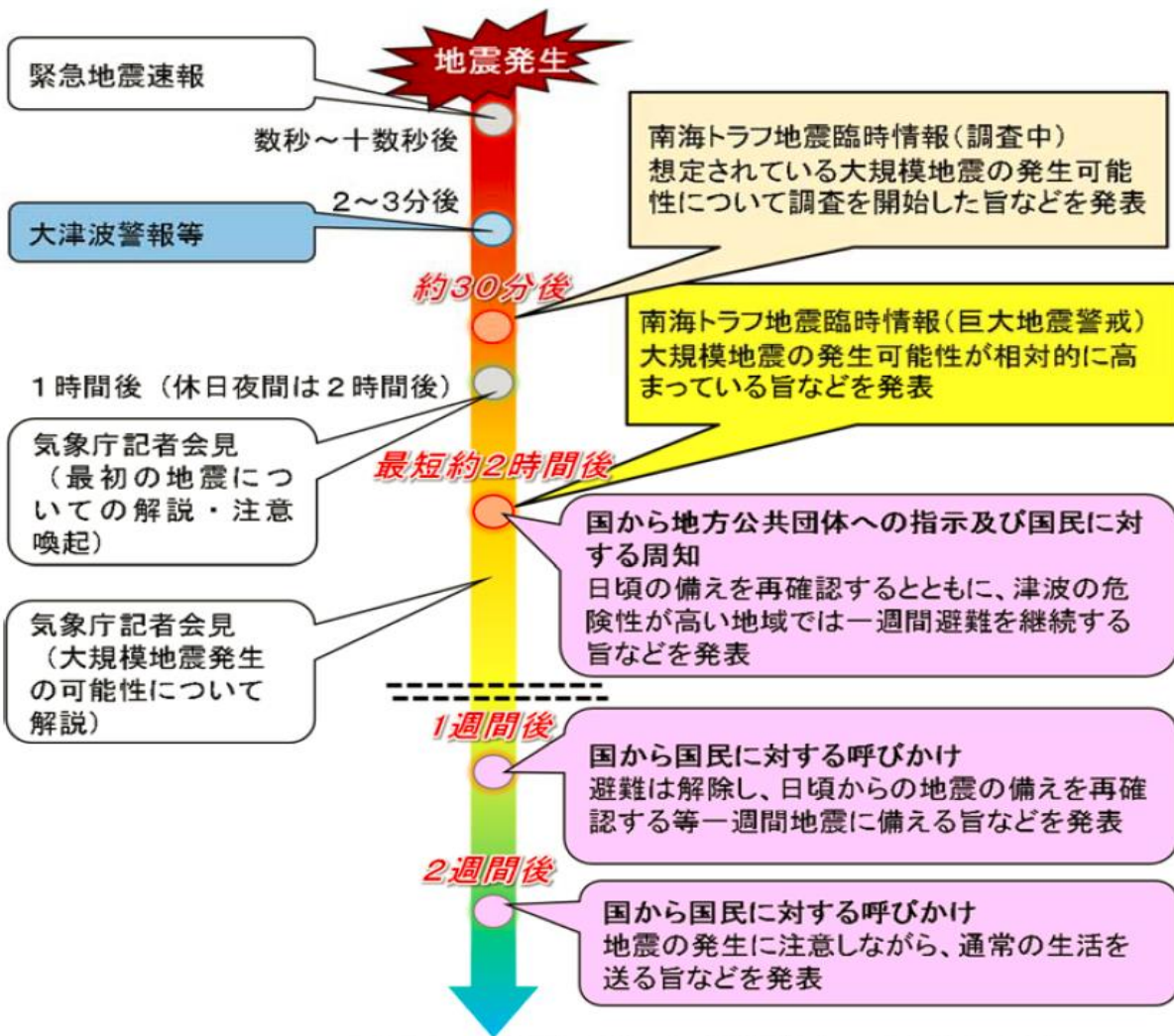
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典:国ガイドラ

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、市内で地震が発生し、市災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

○市の防災体制等

情報名	市の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	総務部は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p><構成> 本部長：市長 メンバー：本部員</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<p>災害警戒本部</p> <p><構成> 本部長：理事 副本部長：総務部長 メンバー：市民福祉部、建設部、定住推進部、農林部、環境水道部、消防本部の代表者及び危機管理対策監</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	総務部は、関係部局と情報共有

※市支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

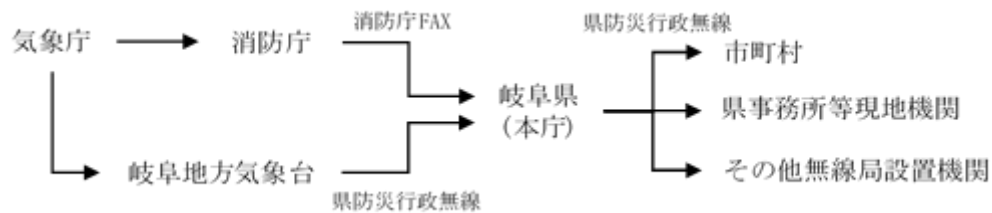
第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



(2) 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ、ホームページ、ソーシャルメディア等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主消防組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやソーシャルメディア等様々な手段を活用するものとする。

(3) 住民等への伝達内容

市は、住民等へ臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など

	1週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
--	------	----------------------------------

(4) 問い合わせ窓口

県及び市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

1 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記（１）、（２）を基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

（１）急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

（２）耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

2 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するものとする。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所開設・運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難は被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等への周知するものとする。

- (1) 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- (2) 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること
- (3) 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- (4) 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

3 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとるべき措置

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

1 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、次の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (7) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (8) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

2 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、市及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

4 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

5 ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

6 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保をおこなうため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

7 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

8 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

9 交通

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

（2）鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

（3）滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

10 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（1）不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）出火防止措置

（オ）水、食料等の備蓄

（カ）消防用設備等の点検、整備

（キ）非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための危機の整備

（ク）各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

（ア）橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

（イ）護岸等に関する河川管理上の措置

（ウ）病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

（エ）学校等にあっては、次の掲げる事項

・児童生徒等に対する保護の方法

・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

（オ）社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

（2）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、（10）のアに掲げる措置

をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

1 防災訓練

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
- (3) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
その他必要な事項は、共通予防対策編に準ずるものとする。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置

の内容や実施方法

(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。